薩摩川内市教育振興基本計画

（令和７年度～令和１１年度）

～　ふるさとを愛し
心豊かにたくましく生きる
薩摩川内のひとづくり　～

令　和　７　年　３　月
薩摩川内市教育委員会

薩摩川内市民憲章

美しい自然と、古い歴史を誇りとする
わたしたち薩摩川内市民は、

やさしくすれば、心はかよう。
はなしをすれば、だれでもわかる。
考えさえすれば、みちはひらける。
やりさえすれば、かならずできる。

という信条をもって
明るく豊かなまちをつくります。

薩摩川内市民が、こぞって明るく豊かなまちづくりを目指し、市民一人ひとりが生活指標として愛していただきたいとの願いをこめています。

平成１７年１月１日
制定

表紙写真　上　段：文化財少年団事業で甑島の化石について学ぶ児童生徒
下段左：入来町の伝統行事「かえんそや」、
下段中：藺牟田池と飯盛山
下段右：出前授業で児童が長崎堤防について学んでいる様子

市章、市木、市花、市鳥、市魚

市章　（平成１７年１月１日制定）

薩摩川内市の頭文字のＳと川内川の形状を組み合わせたデザインです。

緑は田園と山々の自然のやすらぎを、青は海、川、湖など水のうるおいを表わしています。

広い面積を有する薩摩川内市が一体となって地域力・都市力を発揮し、明るい未来に向けて力強く躍動する姿を表現したものです。

市木　（平成１７年２月１３日制定）

クロガネモチ（もちのき科）

『高く伸びる木・常緑の葉は、市の発展を象徴』

本市の山野に分布する常緑樹で、樹姿は雄大、樹性は強健です。通称「実つぎ」と呼ばれ、１１月から３月まで枝いっぱいに赤い実をつけ、美観をそえます。

また、この木を群植したときは、この実を求めて多くの鳥類が集まります。

粘り強くてたくましく成長する姿は、市勢の発展を、集まる小鳥のイメージは、市民の融和を表現しています。

市花　（平成１７年２月１３日制定）

カノコユリ

『初夏に咲くピンクの花は、市民の優雅さと情熱を、そのたくましい生命力は、市民の活力を象徴』

カノコユリの原産地は日本と台湾で、特に、本市に存する甑島は、「鹿の子ゆりのふるさと」として、道路端や山間部のいたる所に自生しています。

カノコユリの名前の由来は、桃紅地に濃厚な斑点の対比を、「鹿の子しぼり」にたとえて、江戸時代の愛好家が名付けたものと伝えられています。

欧米でも、その美しさゆえに人々を魅了し、現在も愛され続けています。

市鳥　（平成１７年２月１３日制定）

メジロ（スズメ目メジロ科）

『甲高く活気あふれる鳴き声は、市民の力強さと明朗性を象徴』

本市では、「ハナシ」と呼ばれていますが、雀より小さい日本特産の樹上性の保護鳥です。昔から、高音で響くさえずりが好まれ、姿も極めて愛らしく、飼鳥として知られています。

樹木の小昆虫類をはじめ、アブラムシ、貝殻虫、蛾類を食べ、森林の害虫駆除の上からも極めて有益な鳥です。

市魚（川）　（平成１７年２月１３日制定）

アユ

『激流ともいえる流れの早い流心に定位する姿は、何事にも負けない不屈の精神を、また、集団で行動する姿は、市民の協調融和の精神を象徴』

背側は青みがかったオリーブ色、腹側は銀白色で、長く立派な背びれが印象的な魚です。

中国や朝鮮半島の一部にも生息していますが、その量は少なく、日本固有といってもいいようです。

アユは淡水魚というイメージがありますが、実際は冬に生まれ、海で越冬した後、川を上ってきて、秋まで生きる１年魚です。

川に入ったアユは、川底の石につく珪藻類を食べ、生息しています。

市魚（海）　（平成１７年２月１３日制定）

キビナゴ

『小さな体ですばやく回遊する姿は、市民の力強さと明朗性を、美しい姿は、市民の豊かな心を象徴』

体側に美しい銀色と青の帯を持つ小さな魚です。産卵期である春先に多く取れたことから、昔は、肥料やカツオ・タイの一本釣り用の餌として利用されていました。しかし、ＤＨＡやＥＰＡなどの不飽和脂肪酸を多く含むことから、健康食品としての人気が高く、特に産地である鹿児島県では人気が高いです。

薩摩川内市教育振興基本計画

～ふるさとを愛し 心豊かにたくましく生きる 薩摩川内のひとづくり～

目　　次

はじめに

第１章　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
**　１　計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１**
**　２　計画の位置付けと性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１**
**　３　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２**

第２章　薩摩川内市の教育をめぐる現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・　３
Ⅰ　薩摩川内市の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

Ⅱ　学校教育における現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
**　１　児童生徒数の推移と学校規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４**
**　２　小中一貫教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４**
　⑴　全中学校区における小中一貫教育の状況
　⑵　ふるさと教育と「ふるさと・コミュニケーション科」の状況
　⑶　英語力向上プラン事業の状況
　⑷　コミュニティ・スクールの状況
**　３　児童生徒の確かな学力等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５**
　⑴　学力の状況
　⑵　家庭学習の状況
　⑶　ＩＣＴ活用の状況
**　４　児童生徒の生徒指導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８**
　⑴　規範意識の状況
　⑵　いじめの状況
　⑶　不登校の状況
　⑷　問題行動等の状況
**　５　児童生徒の健康・体力等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１**
　⑴　基本的生活習慣の状況
　⑵　体力・運動能力の状況
　⑶　学校保健の状況
　⑷　学校安全・防災の状況
　⑸　食育の状況

６　特別支援教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
⑴　就学指導の状況
⑵　特別支援教育の状況
７　幼児教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
⑴　市立幼稚園の園児数の推移
⑵　子育て支援の状況
⑶　幼保小連携による幼児教育の状況
８　学校給食・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
⑴　学校給食の状況
⑵　学校給食における地場産物の状況
９　学校における業務改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
⑴　学校における業務改善の必要性
⑵　業務改善の状況
１０　教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
⑴　校舎等
⑵　教材・教具
１１　保護者への経済的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
⑴　就学援助等
⑵　奨学育英事業等
⑶　通学支援

Ⅲ　社会教育・生涯学習における現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・１９
１　家庭と地域の教育力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
２　青少年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
⑴　青少年の健全育成
⑵　「少年自然の家」での青少年活動
３　生涯学習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
⑴　学習活動
⑵　生涯学習環境
⑶　人材育成
４　図書館運営、読書活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

Ⅳ　文化財の保存・継承・活用における現状・・・・・・・・・・・・・・・２５
１　文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
２　地域の歴史・文化財の拠点施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

第３章　薩摩川内市がめざす教育の姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
薩摩川内市教育振興基本計画の体系

第４章　今後の５年間に取り組むべき施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
Ⅰ　学校教育
未来をたくましく生きる力を育む教育環境の推進・・・・・・・・・・・・・２９
１　魅力ある学校づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
⑴　「魅力ある学校づくり」の充実
⑵　全中学校区における小中一貫教育の充実
⑶　コミュニティ・スクールの充実
２　知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育の推進・・・・・・・・・３０
⑴　確かな学力の育成
⑵　英語教育の充実
⑶　生徒指導の充実
⑷　読書活動の推進
⑸　たくましい体の育成
⑹　体力・運動能力の向上
⑺　学校保健の充実
⑻　食育の推進
⑼　学校給食の充実
⑽　学校安全・防災の充実
⑾　環境教育の充実
⑿　幼児教育の充実
３　多様性に応じた教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
⑴　多様性を認め合う学校風土の醸成
⑵　学びの多様化の推進
⑶　特別支援教育の充実
⑷　人権教育の充実

Ⅱ　教育環境
快適な教育環境の確保・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
１　教育環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
⑴　学校における業務改善の推進
⑵　教職員の資質・指導力の向上
⑶　鹿児島純心大学との連携
⑷　高等学校との連携
⑸　保護者への経済的支援
⑹　教材・教具及びＩＣＴ関連設備の整備
⑺　学校施設の長寿命化・改築・環境整備

Ⅲ　社会教育

家庭・地域における教育活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１

１　家庭の教育力向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１

⑴　家庭教育支援の充実

２　地域による教育力向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

⑴　家庭・地域・学校が連携・協働した取組の推進

⑵　「少年自然の家」における体験活動の充実

３　読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４

⑴　読書活動の推進

⑵　電子図書館の充実・利用促進

４　地域教育を支える人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４

⑴　社会教育人材の養成・活躍機会の拡充

⑵　「少年自然の家」における青少年指導者の指導力の向上

５　社会教育施設等の機能向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５

⑴　公民館施設等の環境整備の充実

⑵　公民館等における生涯学習の充実

⑶　「少年自然の家」の効果的な活用

⑷　「少年自然の家」の環境整備の充実

⑸　図書館施設等の環境整備の充実

⑹　機材（１６ミリ等）・教材（ＤＶＤ等）の活用による利用促進

Ⅳ　文化財

文化財の保存・継承と活用体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７

１　文化財の保存・継承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７

⑴　文化財の保存

⑵　文化財の継承

２　文化財の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７

⑴　文化財の活用

⑵　伝承・出前授業

Ⅴ　文化

市民に寄り添った文化芸術活動の振興と活性化・・・・・・・・・・・・・・４８

１　文化芸術活動への支援・文化施設の利用促進・・・・・・・・・・・・・４８

⑴　文化芸術活動への支援

⑵　文化施設の利用促進

第５章　計画の推進と目標の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・４９

１　学校・家庭・地域社会の連携及び役割・・・・・・・・・・・・・・・・・４９

⑴　学校の役割
⑵　家庭の役割
⑶　地域社会の役割

２　教育委員会（行政）の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
⑴　計画推進体制の確立
⑵　高等教育機関との連携強化
⑶　各事業の点検・評価及び見直し

第１章　　計画策定の趣旨

１　計画策定の背景と趣旨

薩摩川内市教育委員会では、教育基本法第１７条第２項の規定に基づき、薩摩川内市教育振興基本計画（第１期・前期（計画期間：平成２２年度から平成２６年度まで）、第１期・後期（計画期間：平成２７年度から平成３１年度まで）、第２期・前期（計画期間：令和２年度から令和６年度まで））を策定しました。

薩摩川内市教育振興基本計画（第２期・前期）では、１０年後を見据えた教育の姿として、「ふるさとを愛し　心豊かにたくましく生きる　薩摩川内のひとづくり」を基本目標に掲げ、「よりよい自分をめざし、人間性豊かで創造的に生きる」、「自他ともに尊重し、よりよい社会づくりに主体的に関わる」、「ふるさとを知り、ふるさとを愛し、ふるさとに尽くす」この三つを薩摩川内市が目指す教育の姿として、薩摩川内のひとづくりを進めてきました。

また、５年間に取り組むべき施策を掲げ、項目ごとに目標値を定め、計画の進捗状況や成果を点検しながら、計画的に教育行政の運営に努めてきました。

国においては、令和５年６月に第４期教育振興基本計画が閣議決定されました。また、鹿児島県においても、令和６年２月に社会情勢の変化に対応した第４期教育振興基本計画が策定されました。

少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、市民ニーズの多様化、厳しい財政状況など、本市を取り巻く社会情勢は大きな転換機を迎えています。こうした情勢の変化に的確に対応するため、市民と市が一体となって、これまで築いた環境を土台として、地域特性をいかした活力と魅力あるまちづくりに取り組む計画として、新たに第３次薩摩川内市総合計画前期基本計画が策定されました。

本市教育委員会では、国や県の計画の内容を参酌し、これまでの計画の各施策の実施状況や数値目標の達成状況を踏まえ、薩摩川内市教育振興基本計画（第２期・後期）を策定しました。

２　計画の位置付けと性格

この計画は、教育基本法第１７条第２項の規定に基づき策定するものであり、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針の位置付けとします。

なお、第３次薩摩川内市総合計画前期基本計画と整合を図るため、同計画の「政策４．教育」及び「政策５．産業・シティセールス／政策分類３．文化・スポーツ／１．文化」を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として決定されました。

３　計画の期間

計画の期間は、令和７年度を初年度とし、令和１１年度を目標年度とする５ヵ年間とします。

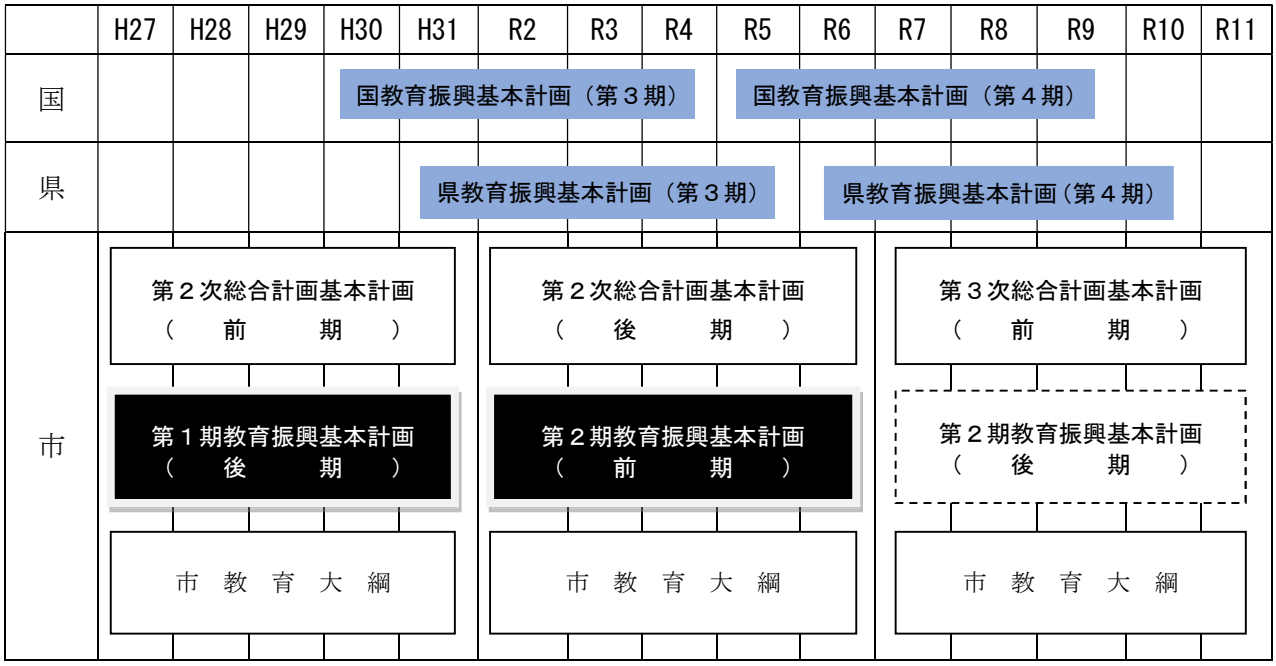

第２章　　薩摩川内市の教育をめぐる現状と課題

Ⅰ　薩摩川内市の現状と課題

本市の人口は、今後も緩やかに減少し続け、令和１７年には約８万人まで減少すると予測されています。１５歳未満の年少人口、主な働き手の世代にあたる生産年齢人口の割合が減少する一方で、６５歳以上の老年人口の割合は一貫して増加し、人口減少・少子高齢化の到来に伴い地域活動への参加促進や生涯学習の充実、健康で生き生きと暮らすための仕組みづくり、地域の資源や個性をいかした魅力あるまちづくりを進めていくことが求められています。

一方、災害の激甚化や世界規模での感染症の広がりなど社会情勢は複雑化し、未来は今までにも増して予測困難となっています。こういった状況の中で、自ら課題解決し、持続可能な社会を維持・発展させていくことのできる「持続可能な社会の創り手」となる人材の育成が重要視されています。また、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをとらえるウェルビーイングの考え方が重視されてきており、個人だけでなく地域や社会が幸せや豊かさを感じられる「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が目標とされています。

本市はこれまで、地域の格差解消や一体感の醸成のための施策を積極的に展開し、甑大橋の開通や川内駅コンベンションセンターのオープン、重要港湾川内港の整備と活用促進に向けての取組なども着実に前進し、令和６年に市誕生２０周年の節目の年を迎え、「薩摩川内の未来創造」の実現に向け、市民の生活環境の充実を図ってきたところです。

また、教育行政についても、教育の礎である家庭教育の充実を図りながら、平成２１年度から全中学校区で連携型の小中一貫教育に取り組み、平成２６年度からは、地域と共にある学校づくりを目指し、コミュニティ・スクール制度の導入により、地域と学校が協働した教育活動を通して、豊かな人間性や確かな学力の向上など、自身の可能性を高め、社会を生き抜く力を育むための学校教育の充実に取り組んでいます。

複式学級の解消については、地域や保護者との意見交換を行って、平成２２年度・平成２７年度に「小・中学校の再編等に関する基本方針」を策定し、計画に沿って学校再編を推進した結果、合併当初は市内に６３校あった市立小・中・義務教育学校が３４校となりました。

さらに、これまでＩＣＴ関連機器の整備・充実等に努めてきましたが、ＧＩＧＡスクール構想により配備された一人一台タブレット端末の活用の推進、学校トイレの洋式化や特別教育の空調設備の設置等を計画に沿って進めていく方針です。

加えて、青少年の健全育成、家庭教育の充実、重要無形民俗文化財に登録された「川内大綱引」、「甑島のトシドン」や「入来麓伝統的建造物群保存地区」等の保存・保護、少年自然の家や公民館を活用した自然体験活動や生涯学習の推進と充実、図書館等を活用した読書活動の推進などを図っていく必要があります。

ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

Ⅱ　学校教育における現状と課題

１　児童生徒数の推移と学校規模

令和５年度の市立小・中・義務教育学校の児童生徒数は合わせて７，６７０人であり、この１０年間で６９３人減少しています。

平成２２年１２月に「薩摩川内市立小・中学校の再編等に関する第１次基本方針」を策定、平成２８年１月に「薩摩川内市立小・中学校の再編等に関する第２次基本方針」を策定しました。この基本方針の「児童生徒が学び合い・磨き高め合う教育環境づくり」「小中一貫教育の効果的推進」という考えに基づき、保護者や地域住民の熟慮の末、これまで小学校２３校、中学校６校が閉校し、平成３１年４月に東郷学園義務教育学校が開校、令和６年４月に祁答院小学校が開校しました。

再編については、今後も地域や学校の実情に応じて検討する必要があります。

児童数の推移（単位：人）

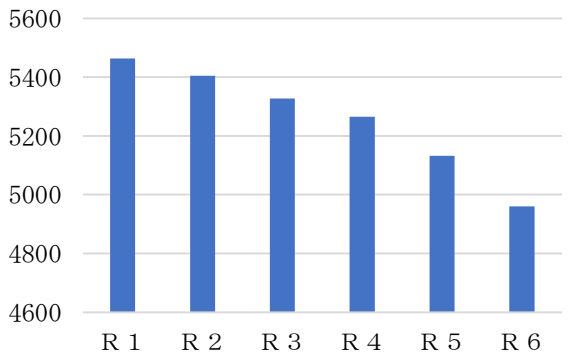

生徒数の推移（単位：人）

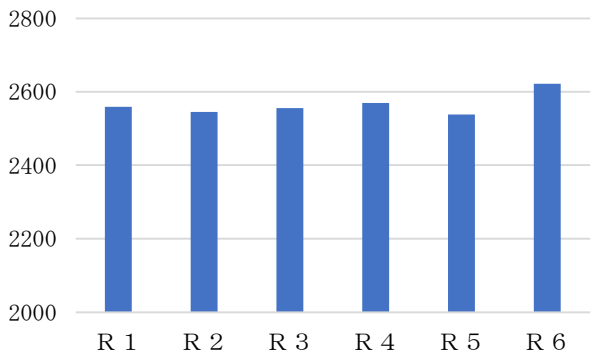

２　小中一貫教育

⑴　全中学校区における小中一貫教育の状況

本市では、平成１８年３月に、内閣府から構造改革特区制度に基づく小中一貫教育特区の許可を受け、市内全ての小・中・義務教育学校で、義務教育９年間を通して児童生徒の生きる力を育む「小中一貫教育」を推進しています。各中学校区では、小中学校で連続性のある目標や共通実践事項を設定するとともに、児童生徒が運動会や合唱コンクール等の学校行事を一緒に活動する小中連携、小小連携や小・中の教員が相互に乗り入れる「授業交流」の推進を行っています。

「小６の中学校入学前の不安感」の理由で最も多かったのが、学習に対する不安であったことから、授業を通した小中学校の交流を更に積極的に進めていく必要があります。

⑵　ふるさと教育と「ふるさと・コミュニケーション科」の状況

ふるさと教育の一環として、各中学校区の自然や文化財などをふるさと自慢としてまとめた、本市独自の小・中共通教材「ふるさと薩摩川内学（改訂版）」を作成し、「ふるさと・コミュニケーション科」を中心に各学校で積極的に活用しています。また県内外で活躍する方の講演会や実技指導を行う「薩摩川内元気塾事業」や、本土地域の小学校４年生が甑島を訪れ、美しい自然や伝統文化にふれる活動を行うことで、甑島も我がふるさとであるという意識を高める「甑アイランドウォッチング事業」も行っています。さらに、４００年以上の伝統を誇り、国の重要無形民俗文化財に指定された「川内大綱

引」の伝統を継承し、学級・学校の和を深め、小学校相互の交流が図られるよう「小学校綱引競技大会」を開催するなど、ふるさと教育の充実に取り組んでいます。

今後も、「ふるさと薩摩川内学（改訂版）」を積極的に活用し、「ふるさと教育」の充実を図っていく必要があります。

⑶ 英語力向上プラン事業の状況

本市では、平成１９年度から「英語力向上プラン」事業を展開しており、英語検定試験検定料の補助や、異年齢集団で児童生徒が英語によるコミュニケーションを体験する英語サマーキャンプ、英語担当教員を対象とした研修会を実施したりすることで、児童生徒の英語力向上と教員の指導力の向上を図っています。

「中学校卒業時における英検３級以上の取得率」は年々向上しており、国、県を上回っています。しかし、国が次期教育振興基本計画での目標値を５割から６割に設定していることから、本市においても、更なる英語力の向上を図る必要があります。

＜中学校卒業時における英語検定試験３級程度以上の取得率＞※令和２年度は調査なし

	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
全国	44.0%	―	47.0%	49.2%	50.0%
本県	36.6%	―	45.0%	47.4%	47.5%
本市	44.4%	―	47.6%	52.7%	53.1%

（資料：文部科学省「英語教育実施状況調査」）

⑷ コミュニティ・スクールの状況

本市のコミュニティ・スクールは、学校運営協議会を中学校区単位で設置しており、令和２年度から市内の全中学校区で取組を進めています。

学校運営協議会は、学校関係者評価委員会、学校評議員、信頼される学校づくり委員会を包括した委員会であり、それぞれの機能を取り入れた展開ができることが特色です。

委員のコミュニティ・スクールへの理解や学校経営への参画意識を高めるために、第１回の学校運営協議会を全中学校区で合同開催したり、県の小中一貫・コミュニティ・スクールフォーラムへの学校運営協議会委員の参加を促したりしてきました。

今後も、学校と地域が目標を共有し、一体となって子どもたちの成長を支えていくことが必要であり、学校を核として地域づくりを展開する「地域学校協働活動」と一体的な運営を図っていくことが課題です。

コミュニティ・スクール：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組み、「地域とともにある学校」をめざす仕組み
地域学校協働活動：地域と学校がパートナーとして多様な活動を通じて、連携・協働する組織的・継続的な仕組み

３ 児童生徒の確かな学力等

本市の児童生徒の学力及び学習の状況について、三つの学力調査の結果から考察します。

⑴ 学力の状況

ア　標準学力検査〔ＮＲＴ〕（小学１年を除く全学年対象）

全学年全教科の平均学力偏差値は、令和５年度は、小・中学校ともに、全国平均偏差値（５０．０）に到達しておらず、令和４年度に比べ下がっています。経年変化で

みると、小学校は全国平均の５０を超えた年度もありますが、中学校は下がっていく傾向にあります。

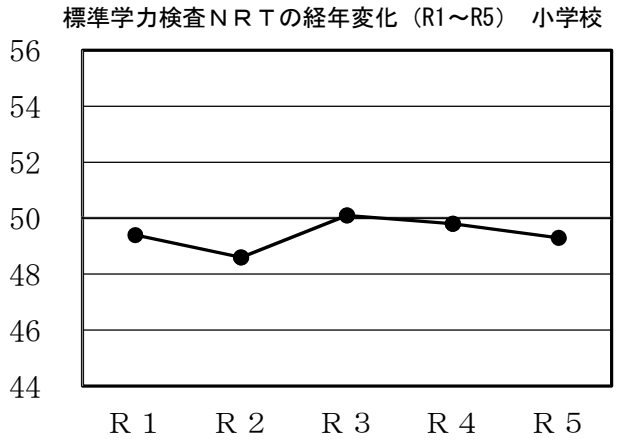

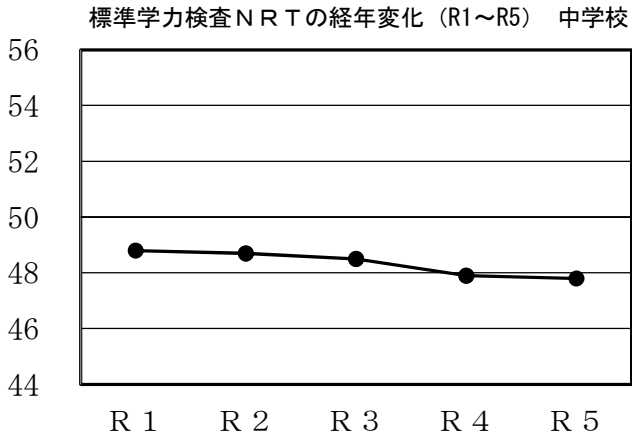

数値:【全国を50とした場合の全国平均偏差値との比較】

【調査内容】
○　小学校第２、３学年（国語、算数）　○　小学校第４～６学年（国語、算数、理科、社会）
○　中学校第１学年（国語、数学、理科、社会）　○　中学校第２、３学年（国語、数学、理科、社会、英語）

イ　全国学力・学習状況調査（小学６年・中学３年が対象）

令和５年４月に実施された結果では、平均正答率は、小学校は国語・算数ともに全国平均を下回っています。また、中学校では、国語が国や県とほぼ同程度で、数学・英語は県・全国平均を下回りました。

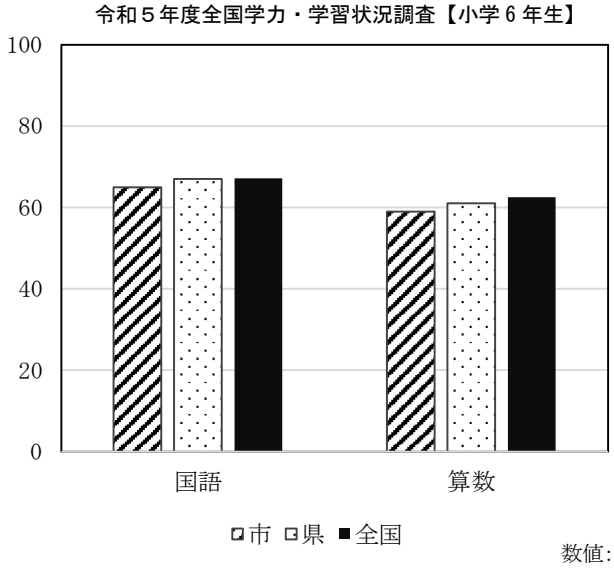

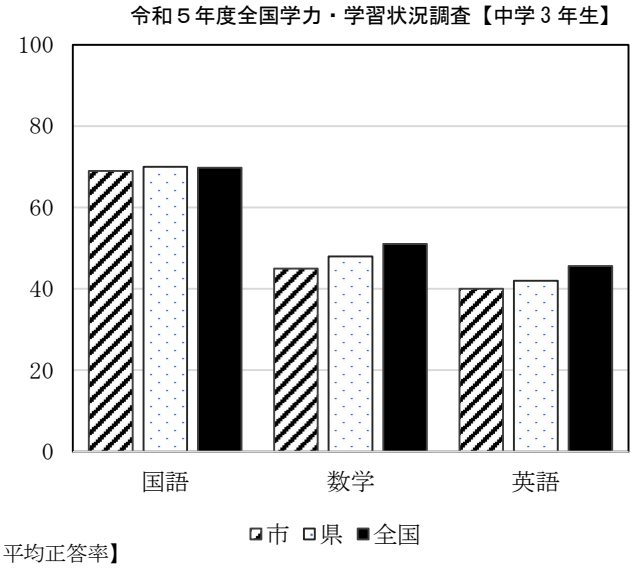

数値:【平均正答率】

【調査内容】
「知識」と「活用」を一体に問う問題形式　小学校第６学年（国語、算数）中学校第３学年（国語、数学、英語）

ウ　鹿児島学習定着度調査（小学５年、中学１・２年が対象）

令和６年１月に実施された結果について、小学５年は、全教科で県平均を上回り、算数、理科で目標の７割を超えています。中学１年は、国語、数学、英語で目標の７割を超えていますが、数学以外では県平均を下回っています。中学２年は、英語で目

標の７割を超えていますが、社会以外で県平均を下回っています。

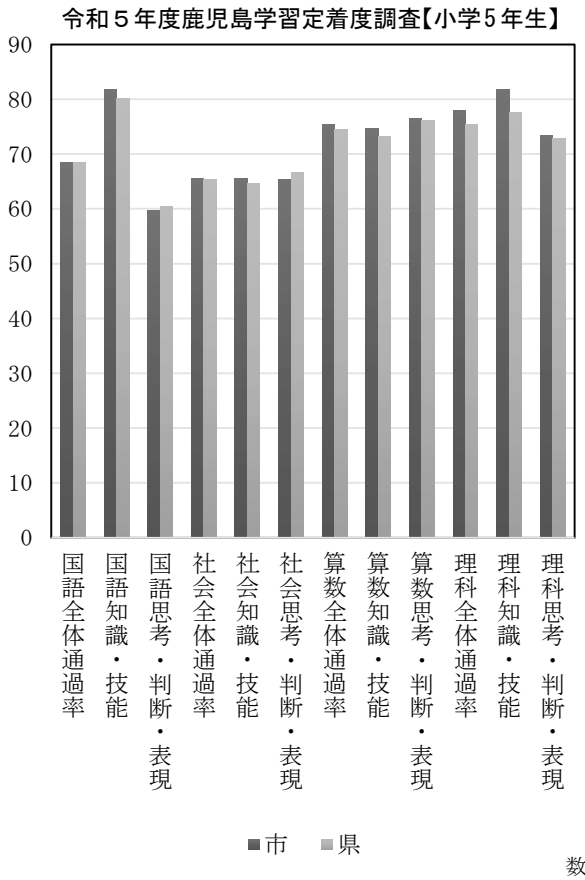

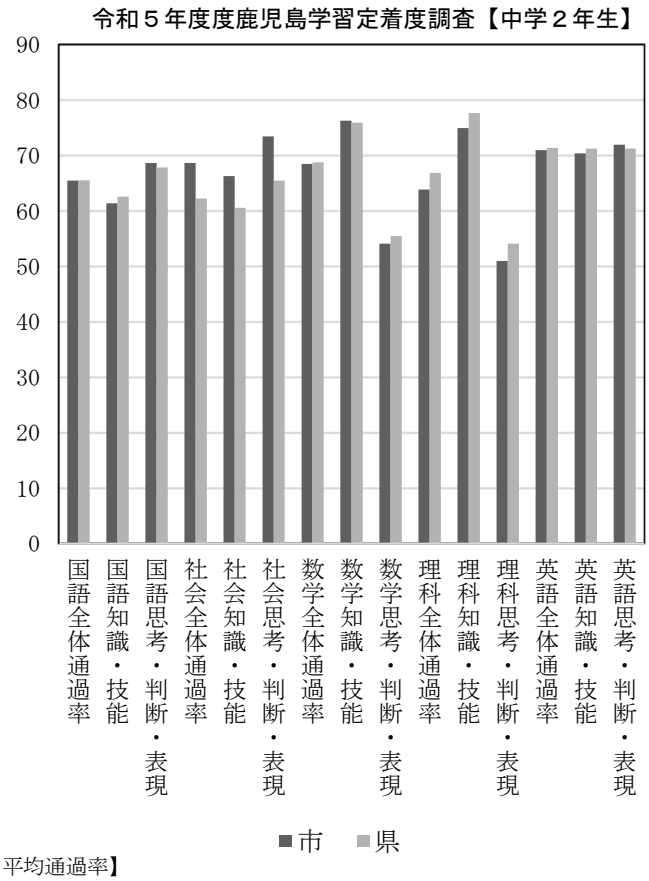

数値:【平均通過率】

本市の課題は、話し合ったり、教え合ったりするなど、対話を通して学ぶことで、学力の定着を図る「学習者主体の授業」に向けた授業改善です。また、中学校における学力の底上げや、二極化に対応するための個別最適な学びの充実も必要です。

「学習者主体の授業」の実現に向けて、教員一人一人の指導力の向上のための研修や、校内研修における組織的な取組が大切です。

⑵　家庭学習の状況

家庭学習について本市では、「学年×１０分＋３０分以上」を目標に設定し、目標時間達成に向けて、子どもがもっとやってみよう、と意欲を高めるような課題の提示の仕方を工夫してきました。特に、一人一台タブレット端末が導入されてからは、タブレットドリルの活用なども行ってきました。その結果、令和６年２月において、家庭学習の目標時間達成を達成した児童生徒は、小学校７１．１％、中学校６９．９％という結果であり、前期の振興計画策定時より向上しています。

しかし、令和６年４月に実施された全国学力・学習状況調査（小６・中３が対象）の家庭学習の取組に関する調査では、「１日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか。」という項目に対して、「２時間以上」と答えた割合は、小学生も中学生も、全国を下回っています。今後も、家庭学習の充実のために、子どもがもっとやりたい、もう少し取り組んでみたい、と意欲を向上させる課題の提示の仕方の工夫を行っていく必要があります。

学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、１日当たりどれくらいの時間、勉強しますか。（単位：%）

		３時間以上	２時間以上、３時間より少ない	１時間以上、２時間より少ない	３０分以上、１時間より少ない	３０分より少ない	全くしない
小学６年	本市平均	5.6	16.9	44.0	21.7	7.5	4.1
	全国平均	11.8	13.8	31.5	26.9	11.4	4.6
	差（市－全国）	-6.2	3.1	12.5	-5.2	-3.9	-0.5
中学３年	本市平均	5.5	20.0	41.4	20.8	8.4	3.6
	全国平均	10.3	23.4	32.1	18.0	9.9	6.0
	差（市－全国）	-4.8	-3.4	9.3	2.8	-1.5	-2.4

⑶　ＩＣＴ活用の状況

ＧＩＧＡスクール構想により配備された一人一台タブレットを、「協働的な学び」「個別最適な学び」の実現に向けて活用しています。児童生徒は、自分の考えをアプリを使って友達と瞬時に共有したり、インターネットを活用した調べ学習に取り組んだりするなど、端末の良さを生かした学習に取り組んでいます。

今後も、通信機能やカメラ、ＡＩのサポートによるドリルなど、タブレット端末の良さを生かした学習活動での活用の仕方を工夫していく必要があります。そのためには、教職員のＩＣＴ活用能力の向上を図ることも大切です。

教員のＩＣＴ活用指導力の状況（できると評価した割合）

	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
授業中にＩＣＴを活用して指導する能力	83.0%	69.8%	70.2%	75.3%	78.1%
児童生徒のＩＣＴ活用を指導する能力	77.1%	71.3%	72.9%	77.3%	79.6%
情報モラルなどを指導する能力	83.0%	81.8%	83.3%	86.0%	86.9%

〈資料：文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」〉

４　児童生徒の生徒指導等

⑴　規範意識の状況

本市では、「令和５年度全国学力・学習状況調査」質問紙の「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。」という質問に、「当てはまる」と答えた児童生徒は８割を超えており、社会・集団生活のきまりを守ろうとする意識は高い傾向にあります。その一方で、「あなたの学級では，学級生活をよりよくするために学級会（※中学校は学級活動）で話し合い，互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか。」という質問に「当てはまる」と答えた児童生徒は３割を下回っており、身近な課題について対話しながら自分たちで解決する経験が不足している傾向にあります。そのため、学級・ホームルーム活動における自発的、自治的な活動や、学校行事などに取り組むことや児童生徒自身が校則の見直しに参画することを通して、集団への所属感や生活上の規範意識を高める必要があります。

また、「自分には、よいところがあると思いますか。」や「先生は、あなたのよいと

ころを認めてくれていると思いますか。」という質問に対して、「当てはまる」と答えた児童生徒は、全国や県を下回る傾向にあります。そのため、児童生徒が授業や行事を振り返ることを通して成長に気づき、自己肯定感や自己有用感を高めるような支援を行う必要があります。

本市児童生徒の規範意識に関する質問（４段階評価の「当てはまる」の割合）

	小学生	中学生
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか（児童生徒）	82.4% （県 83.9　国 82.6）	81.9% （県 82.4　国 80.3）
あなたの学級では，学級生活をよりよくするために学級会（※中学校は学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか	28.2% （県 27.5　国 31.8）	22.1% （県 23.7　国 29.3）
自分には、よいところがあると思いますか（児童生徒）	34.7% （県 35.5　国 42.6）	32.0% （県 30.9　国 37.2）
先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか（児童生徒）	44.0% （県 45.2　国 49.9）	32.0% （県 33.7　国 40.0）

（資料：文部科学省「令和５年度全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙）

⑵　いじめの状況

各学校では毎月１日を「薩摩川内いじめのない学校づくりの日」と設定し、アンケート調査を行っており、「学校に行くことが楽しい」と感じている児童生徒の割合は毎月９割を超えています。

また「いじめを１件でも多く発見（認知）し、１件でも多く解消する」よう努めており、いじめの認知件数は増えています。これは、いじめの定義に基づき、けんかやふざけあいなどもいじめと捉え、対応しているためです。今後も「いじめを１件も見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、ネットいじめなど、初期に顕在化しにくいいじめへ早期発見、対応にも更に積極的に取り組んでいます。

文部科学省の「いじめ」の定義：「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの
一定の人的関係：学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
物理的な影響：身体的な影響の他、金品を要求されたり、所有物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

本市のいじめの認知件数　（単位：件）

	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
小学校	930	648	952	972	1,182
中学校	192	109	95	119	102
計	1,122	757	1,047	1,091	1,284

（資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）

⑶　不登校の状況

本市の不登校の出現率は、令和４年度で小学校２．１７％、中学校７．８７％となっており、国や県に比べると高い状況にあります。そのため、市内全校で、「魅力ある学校づくり」に取り組み、子どもの「居場所づくり」や子ども同士の「絆づくり」などを通

した新規不登校児童生徒の抑制に努め、少しずつ成果を収めています。

また、心の教室や適応指導教室に通っている児童生徒もいますが、不登校児童生徒の増加や理由の多様化などから、安心して学べる場の確保や相談窓口の周知、スクールソーシャルワーカーや関係機関との連携などに努め、社会復帰に向けての段階的な指導を継続していく必要があります。

不登校児童生徒：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間３０日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。（文部科学省）

国・県・本市の不登校児童生徒の割合　（単位：%）

		Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
小学校	市	0.68	0.93	1.53	2.17	2.67
	県	0.52	0.67	0.95	1.42	1.87
	国	0.83	1.00	1.30	1.70	2.14
中学校	市	2.30	5.42	6.72	7.87	8.39
	県	3.54	3.92	4.98	5.77	6.61
	国	3.94	4.09	5.00	5.98	6.71
計	市	1.20	2.37	3.21	4.04	4.56
	県	1.49	1.71	2.27	2.85	3.51
	国	1.88	2.05	2.57	3.17	3.72

（資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）

⑷　問題行動等の状況

本市の児童生徒の問題行動は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると減少傾向にあります。

しかし、近年では、スマートフォンやオンラインに対応したゲーム機など、情報端末機器の所持率も高くなってきており、それらに係るトラブルが数件あります。今後は、教育課程全体を横断して未然防止に取り組む情報モラル教育及び保護者への危機管理の啓発、関係機関との連携を更に充実させていく必要があります。

本市の児童生徒のインターネット利用の状況

	自分専用の接続機器の所持率	自分専用の携帯電話（スマートフォンを含む）の所持率	家庭内ルールの設定率	インターネット利用上で困ったことがある割合
小学校	77.0%（県 79.5）	23.5%（県 29.0）	66.0%（県 76.1）	8.1%（県 11.8）
中学校	95.7%（県 94.8）	67.8%（県 67.4）	63.2%（県 68.6）	11.0%（県 9.8）

（資料：令和５年度「インターネット利用等に関する調査」）

５　児童生徒の健康・体力等

⑴　基本的生活習慣の状況

本市では、「早寝早起き朝ご飯、笑顔であいさつ・お手伝い」を合言葉に、学校と家庭が一体となって、基本的な生活習慣の確立のための様々な取組を推進しており、これからも継続し、より一層取組の充実を図る必要があります。

ア　朝食欠食について

令和５年度全国学力・学習状況調査によると、朝食を「とらない」「あまりとらない」割合は、小学６年では全国とほぼ同じ状況にあり、中学３年では全国より低い状況にあります。今後もＰＴＡ活動や家庭教育学級、学校保健委員会等の機会に、保護者への啓発を図っていく必要があります。

イ　就寝時刻について

前述の調査によると、「毎日同じ時間に寝ている」「毎日同じ時間に起きている」と答えた児童生徒の割合は、全国と比較すると高い状況にあります。しかし、「あまり決めていない」「全く決めていない」と答えた児童生徒の割合が、小学校では１７．３％、中学校では１８．０％であることから、規則正しい生活習慣の確立へ向けた家庭との連携や保健指導等の更なる充実が必要です。

ウ　電子機器（スマートフォンやゲーム等）及びテレビ等の使用・視聴時間について

令和５年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査によると、平日の学習外での電子機器やテレビ等の使用・視聴時間が５時間を超える児童生徒の割合は、全国より低い状況にあります。しかし、小中学生の情報端末の所持率は高くなっており、使用時間も増加する傾向になることから、情報モラル指導や家庭と連携したルールづくりの指導が必要です。

⑵　体力・運動能力の状況

本市では、「運動大好き“かごしまっ子”育成推進プラン」の作成や一校一運動の取組、「体力アップ！チャレンジかごしま」への積極的な参加や「かごしまの子ども　体力向上プログラム」「体力ナビ」「これならできる！『プラス５分運動』」の活用など、体力向上のための様々な取組を行っています。

ア　体力・運動能力について

本市の児童生徒の体力・運動能力の状況は、平成３１年度から令和５年度までの５年間で全学年男女の８項目の平均値を比較すると、県平均は上回っているものの、全国平均と比べると下回っています。今後も、様々な取組を充実させる必要があります。

体力・運動能力の状況　※全国＝１００で比較

	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
鹿児島県	94.8	中止	94.2	95.2	96.3
本市小中学校	95.0	中止	96.6	95.9	96.8

（資料：令和５年度「体力・運動能力調査」）

種目別の体力・運動能力の状況　※全国＝１００で比較

■小・中学校＜男子＞

	県	本市
握力	95.9	95.8
上体起こし	92.0	91.5
長座体前屈	96.1	101.0
反復横とび	94.8	95.9
２０ｍシャトルラン	91.9	96.5
５０ｍ走	97.2	97.1
立ち幅とび	96.6	96.8
ボール投げ	99.3	98.8
平　　均	95.5	96.7

■小・中学校＜女子＞

	県	本市
握力	96.7	97.1
上体起こし	94.0	94.3
長座体前屈	96.1	96.5
反復横とび	96.7	96.8
２０ｍシャトルラン	96.8	98.2
５０ｍ走	98.8	97.7
立ち幅とび	97.9	96.3
ボール投げ	99.8	98.7
平　　均	97.1	97.0

（資料：令和５年度「体力・運動能力調査」）

イ　児童生徒の運動時間について

「児童生徒の運動時間に関する調査（令和５年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査）」によると、１週間の総運動時間は、全国平均と比較すると小学校男子はほとんど差がなく、小学校女子及び中学校男女は長くなっています。今後も、引き続き本市の児童生徒が、運動に親しむ時間を確保することが必要です。

⑶　学校保健の状況

本市においては、養護教諭等研修会を年３回、栄養教諭等研修会を年３回実施するなど、保健指導や食に関する指導の研修の充実を図っています。

ア　歯と口の健康について

一人当たりのむし歯の本数を示すＤＭＦＴ指数は年々確実に減少し、また、むし歯のない者の割合は年々増加しており、いずれも国の数値に近づいています。これは、「学校フッ化物洗口事業」及び各学校での継続した口腔衛生指導の成果であると考えられます。引き続き、フッ化物洗口を全学校で実施するとともに、濃度の検討、実施率の向上、実施回数の確保など充実を図っていく必要があります。

１２歳児（中１）のＤＭＦＴ指数　（単位：本）

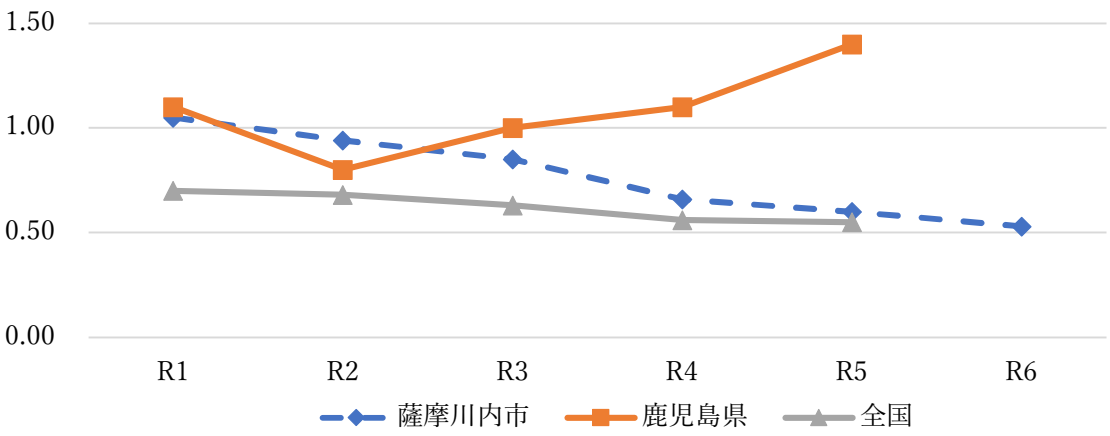

（資料：全国・鹿児島県「学校保健統計調査」　市「歯と口の健康週間調査」）

ＤＭＦＴ指数：未処置歯（D）・喪失歯（M）・処置歯（F）の合計を被験者数で割った一人当たりのＤＭＦの本数

イ　肥満・痩身について

令和５年度県学校保健状況調査によると、本市の肥満傾向にある児童生徒の割合は、約９．２％です。これは、全国より低い状況です。また、痩身傾向にある児童生徒の割合は、ほぼ全国と同じ状況です。しかし、中学１年生においては、やや多い傾向が見られます。今後も肥満・痩身傾向の児童生徒の割合を減らしていく必要があります。

⑷　学校安全・防災の状況

ア　安全教育・防災教育について

学校では、それぞれの実態に応じて、交通安全教室や災害時（火災、地震、津波、原子力災害、風水害など）の避難訓練、不審者対応訓練などを実施しています。その成果や課題に基づいて、各学校では、危機管理マニュアルの見直しを図っています。

特に、原子力防災訓練については、学校区がＰＡＺ圏内の学校での屋内退避や屋外退避の訓練、ＵＰＺ圏内の学校での立地状況に応じた児童生徒の保護者への引き渡し訓練等を実施しています。

避難訓練等の在り方については、社会の状況に応じた訓練、実効性のある訓練にするために、毎年見直しと改善が必要です。また、専門性を有する関係機関等を活用した防災教育を推進していきます。

ＰＡＺ（予防的防護措置を準備する区域）：原子力発電所を中心としておおむね半径５㎞の範囲内
ＵＰＺ（緊急時防護措置を準備する区域）：原子力発電所を中心としておおむね半径５～３０㎞の範囲内

イ　児童生徒の通学路の安全確保について

各学校では、毎年、教職員・保護者・地域住民等が連携して、校区の危険箇所点検を行い、その結果を基に校区安全マップを更新し、児童生徒の発達の段階に応じた具体的な事故防止や安全に関する指導を行っています。

また、この危険箇所点検結果を基に、「通学路安全推進会議」を年２回開催しています。その中で、国・県・市の道路管理者や地元警察署、更にＰＴＡ代表や学校関係者の代表も交えて交通事故防止や不審者対応について、具体的な対応策を検討し、道路などの改修を行うなど、児童生徒の安全確保に努めています。

今後は、毎年の校区安全マップの見直しのほかに、学校運営協議会等を通して、新たな危険個所の情報を提供してもらうなど、学校と地域が一体となって通学路の安全確保に努めるなどの工夫が必要です。

ウ　自転車使用時の安全について

児童生徒の乗車用ヘルメットの着用（保護者義務）や自転車損害賠償保険等への加入（利用者義務）は県の条例により義務化されていますが、令和５年度の本市児童生徒のヘルメット着用率は９４．２％で、自転車損害賠償保険等加入率は７５．８％であり、今後も児童生徒への指導の徹底や保護者への継続した啓発が必要です。

⑸　食育の状況

ア　食に関する指導について

令和５年度は、栄養教諭が１校当たり平均３．６日学校を訪問し、授業時間は平均６．０時間となっており、食に関する指導の充実が図られています。

今後は、令和４年度に改訂した「食に関する指導年間指導計画基底」において、Ｉ

ＣＴを活用した効果的な指導方法について研究を深めるとともに、指導の充実を図る必要があります。

イ　食物アレルギーについて

食物アレルギーのある児童生徒への対応については、保護者・管理職・給食担当教諭・学級担任・栄養教諭による「食物アレルギー対応委員会」を各学校に設置し、対応策を確認するなど、安全に十分配慮しています。また、毎年、対象児童生徒の有無に関わらず、食物アレルギーに関する職員研修を実施して、全職員が食物アレルギーの理解を深めること、また、対象児童生徒を把握することや発症した場合の対応方法などを確認しています。

今後も、更に各学校が、家庭及び学校給食センターとの連携を強化して、食物アレルギーによる事故が起きないように対応を万全にする必要があります。

６　特別支援教育

⑴　就学指導の状況

本市の就学教育相談の件数は、年々増加傾向にあり、障害の重複化・重度化・多様化等により、丁寧に対応していかなければならない事例が多くなってきています。また、市教育支援委員会の判断と異なる就学先を選択するケースも増えています。

幼稚園や学校においては、校内教育支援委員会において的確な実態把握を行い、適切な支援の手立てを講じる必要があります。そして、幼稚園や学校、保護者、市教育委員会と連携を密にしながら、子どもの実態に応じた学びの場について検討し、適切な就学支援を行う必要があります。

市教育支援委員会の判断件数と児童生徒の就学先　（単位：件）

	判断件数	内訳（就学先）			
		特別支援学校	特別支援学級	通級指導教室	通常の学級
Ｒ　1	295	18	146	84	47
Ｒ　2	205	13	125	9	58
Ｒ　3	277	17	153	12	95
Ｒ　4	297	15	186	13	85
Ｒ　5	290	12	159	27	92

⑵　特別支援教育の状況

特別支援学級に在籍する児童生徒数や通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒数は、年々増加傾向にあります。令和５年度、特別な支援が必要な児童生徒（通常の学級・特別支援学級・通級指導教室在籍者）の割合は本市全児童生徒数の約１２．０％となっています。

今後は、研修等を通して、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ったり、特別支援教育支援員を効果的に活用したりして、特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援の更なる充実を図ることが必要です。

特別支援学級数（単位：学級）

	小学校	中学校	合　計
R　1	59	22	81
R　2	69	24	93
R　3	76	25	101
R　4	79	28	107
R　5	81	29	110

特別な支援が必要な児童生徒数（単位：人）

	特別支援学級在籍	通級指導教室在籍	通常の学級LD・ADHD等の疑い	合　計	割　合
R　1	337	86	441	864	10.2%
R　2	400	82	574	1,056	13.3%
R　3	444	74	504	1,022	13.0%
R　4	494	70	534	1,098	14.0%
R　5	539	72	365	976	12.7%

特別支援教育支援員数（単位：人）

	幼稚園	小学校	中学校	合　計
R　1	5	40	8	53
R　2	4	42	9	55
R　3	3	41	9	53
R　4	4	44	10	58
R　5	2	42	7	51

ＬＤ（学習障害）：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。
ＡＤＨＤ（注意欠陥／多動性障害）：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

７　幼児教育

⑴　市立幼稚園の園児数の推移

市立幼稚園の園児数は、令和２年度は１９６人となっていましたが、令和５年度は８９人となっており、年々減少しています。

市立幼稚園の園児数の減少に伴い、令和５年度に新たな市立幼稚園適正規模方針を施行しました。今後は新しい適正規模方針の下、幼稚園の適正規模化を図っていく必要があります。

市立幼稚園の園児数（単位：人）

	城上	亀山	ひわき	東郷	里	中津	かのこ	鹿島	合計
R　1	10	75	34	50	20	14	25	8	257
R　2	10	55	19	39	21	17	28	7	196
R　3	7	31	13	21	16	12	26	5	131
R　4	8	17	8	15	14	10	28	6	106
R　5	7	10	7	7	17	13	28	（休園）	89

〔毎年５月１日現在〕

⑵　子育て支援の状況

令和５年度に施行した市立幼稚園適正規模方針の下、全ての市立幼稚園で、一時預かり事業を展開しています。今後は、子育てに関する相談や保護者同士のコミュニケーションを推進することで、保護者が幼稚園と共に園児を育てるという意識を高め、地域の方々と連携し、未就園児を含む保護者の教育力向上のための支援を行う必要があります。

預かり保育園児の登録数（単位：人）※本土地域では令和５年度より開始

	城上	亀山	ひわき	東郷	里	中津	かのこ	鹿島	合計
Ｒ　1	－	－	－	－	20	19	18	0	64
Ｒ　2	－	－	－	－	13	12	18	5	48
Ｒ　3	－	－	－	－	13	10	19	4	46
Ｒ　4	－	－	－	－	12	9	18	4	43
Ｒ　5	4	6	1	1	14	9	17	（休園）	52

⑶　幼保小連携による幼児教育の状況

令和４年３月に、文部科学省が幼保小の架け橋プログラムを示し、各市町村に幼保小の円滑な接続の推進を求めています。本市においては、令和５年度に策定した薩摩川内市版接続期カリキュラムの下、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた保育・活動や小学生との交流、幼児施設と小学校の教職員の交流を通して、未就学児が安心して小学校に就学することのできる環境を作る必要があります。

８　学校給食

⑴　学校給食の状況

本市の学校給食は、四つの学校給食センターにおいて、市内の公立幼稚園及び小学校と中学校、義務教育学校に１日当たり約８，２００食を提供しています。

各学校給食センターでは、安全で安心な学校給食を提供するため、衛生管理の徹底や、老朽化した施設設備の整備・改善に努めています。

また、学校給食摂取基準に基づき、日頃の食事で不足しがちなカルシウムや鉄、食物繊維などを少しでも多く摂れるように栄養バランスのとれた魅力ある安心で安全なおいしい学校給食の提供を行っているほか、アレルギーのある児童生徒への適切な対応や給食費の未納対策など様々な課題に取り組んでいます。

さらに、学校給食だより、本市のホームページ、エフエムさつませんだいを通して、学校給食の啓発に努めています。

⑵　学校給食における地場産物の状況

本市においては、市内産の野菜を始め、甑島のきびなご、市内産の米などの地場産物の積極的な活用に努めています。

しかし、青果物については、生産物の安定的な量の確保等の課題があり、地場産物の活用が難しい状況です。また、米については、令和５年度において、７２．１％と年々増加しています。

地場産物活用状況（青果物・米・魚介類）（単位：ｋｇ）

	年　度	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
青果物	全　体	108,864	125,541	130,943	116,509	122,749
	市内産	7,899	5,225	2,353	2,132	1,934
	活用率	7.3%	4.2%	1.8%	1.8%	1.6%
米	全　体	69,608	76,000	67,129	64,244	64,799
	市内産	35,467	43,744	42,970	42,631	46,750
	活用率	51.0%	57.6%	64.0%	66.4%	72.1%
魚介類	全　体	14,371	11,695	10,603	8,809	7,929
	市内産	3,341	655	1,494	1,358	950
	活用率	23.2%	5.6%	14.1%	15.4%	12.0%
合計	全　体	192,843	213,236	208,675	189,562	195,477
	市内産	46,707	49,624	46,817	46,121	49,634
	活用率	24.2%	23.3%	22.4%	24.3%	25.4%

９　学校における業務改善

⑴　学校における業務改善の必要性

子どもたちが抱える困難が多様化・複雑化するとともに、保護者や地域の学校や教師に対する期待が高まっていることなどから、結果として業務が積み上がっている状況があります。「薩摩川内市立学校の教育職員の勤務時間の上限等に関する指針」を策定し、業務改善の取組を推進した結果、教師の時間外在校等時間の状況は一定程度改善しましたが、依然として長時間勤務の教師が多いという勤務実態があります。

そのため、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、学校における働き方改革を進めていく必要があります。

⑵　業務改善の状況

本市の教諭等の時間外在校等時間が４５時間を超える割合は、令和５年４月から９月までの平均で３６．２％となっています。県が実施している「令和４年度下半期　勤務実態及び指導状況調査」では、１か月の時間外在校等時間が４５時間を超える教諭等の割合は、県平均で、小学校１９．０％、中学校２８．８％となっています。本市においては、小学校１８．９％、中学校３２．０％となっており、中学校教諭等の長時間勤務の割合が高い状況です。

長時間勤務の主な原因は、部活動指導や行事等の準備であり、本市では地域部活動の推進や校務支援ソフトやグループウェアの導入で、改善を図ろうとしています。

１０　教育環境の整備

⑴　校舎等

学校施設は、児童生徒の学習の場であり、一日の大半を過ごす生活の場ともなっています。また、地域住民にとっては身近な公共施設でもあり、災害等の緊急時には避難場

所としての機能を果たすため、安全性の確保は極めて重要です。

本市は、令和６年４月現在、小学校２３校、中学校１０校、義務教育学校１校、幼稚園８園（うち、１園は休園）を維持管理しており、校舎等の耐震化率は１００％であり、耐震改修の必要な校舎等については、全て改修が完了しています。

しかし、年々施設の老朽化が進む中、校舎等の改築や、外壁落下防止等の大規模改修が必要となっています。

また、学校環境としては、令和元年度に全ての小・中学校の普通教室に空調機を設置しましたが、理科室などの特別教室に空調機が未設置であることや、生活環境の変化に伴うトイレの洋式化が求められています。

今後は、令和５年度に行った建物の健全度調査に基づき、長寿命化対策を始め、バリアフリー化や照明のＬＥＤ化等についても、計画的に進める必要があります。

⑵　教材・教具

学校の教材・教具の整備は、児童生徒の学習意欲を高め、教職員が授業を効果的に行う上で、欠かすことのできないものです。

本市では、理科の実験器具や図書、その他の教材・教具について、各校の充足率を考慮しながら、学ぶ環境を整えています。

特に近年は、文部科学省が進めるＧＩＧＡスクール構想をはじめとした情報教育に対応するため、児童生徒一人一台のタブレット端末、教師が校務で使うパソコンなど、ＩＣＴ環境整備を継続的に進めています。

今後においても、学習指導要領を踏まえて時代に即した教材・教具の整備を進めていく必要があります。

１１　保護者への経済的支援

⑴　就学援助等

コロナ禍においては、景気の後退などにより仕事を続けられなくなり、減収となった家庭が増加しました。その結果、義務教育期間における経済的援助を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、就学援助等による保護者への経済的支援を、引き続き行っていく必要があります。

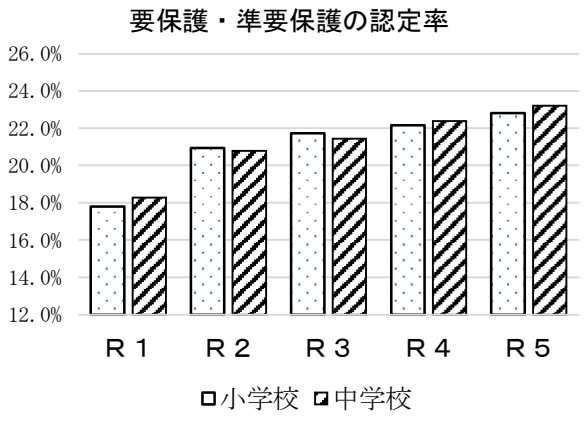

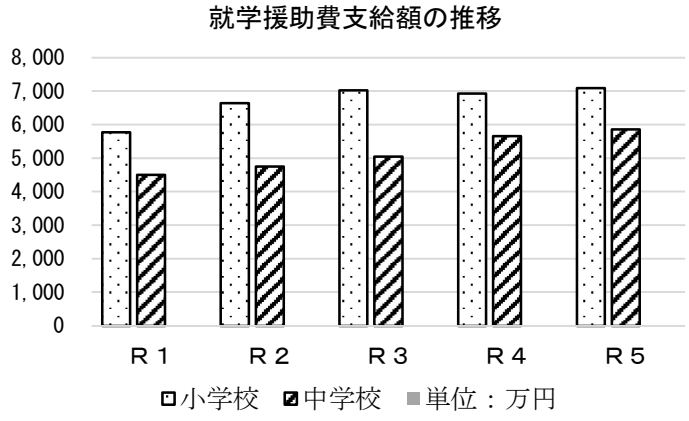

⑵ 奨学育英事業等

学業が優秀であるにもかかわらず、修学が困難である生徒に対し、給付型の特別奨学資金の支給制度の充実により、保護者の経済的負担軽減を図っています。今後も奨学資金制度の充実を図るとともに、関係機関との連携による利用促進に努めるなど、進学者に対する保護者への支援を図っていく必要があります。

また、地理的なハンディを抱える甑島地域の児童生徒の支援として、修学旅行に要する交通費や宿泊料の補助金や小学校綱引競技大会・中学校の部活動の大会参加等に島外活動補助金を支給しています。

その他にも、高等学校等へ進学するために、本土の民間アパートや寄宿舎等に居住している生徒の下宿費経費の一部を支援する離島高校生修学支援費など、保護者の経済的負担軽減に努めていますが、今後も、本土地域との格差解消を図っていく必要があります。

⑶ 通学支援

市内小・中学校の学校統合後の通学方法については、スクールバス等を活用するなど、児童・生徒の安全・安心を確保し、再編による保護者の新たな経済的負担が生じないように、今後も引き続き通学支援を行っていく必要があります。

また、市立小・中学校及び義務教育学校に通学する遠距離の児童・生徒の保護者に対し、通学に要する経費の負担を軽減するため、今後も支援していく必要があります。

Ⅲ 社会教育・生涯学習における現状と課題

１ 家庭と地域の教育力

家庭は教育の出発点であり、心身の調和のとれた子どもの発達を育む最も身近な社会です。

社会情勢が急激な変化を続ける中、育児不安を持つ親や過干渉・過保護な親がいるほか、ネグレクトや家庭内での児童・幼児虐待も全国で起こっており、問題になっている状況です。

本市では、家庭教育を組織的・効率的に運営するために各学校等に家庭教育学級を設置し、また、家庭教育講演会、子育て講座の開催や子育てサロンを開設し、家庭の教育力向上に向けた取組を行っています。今後は、ＳＮＳが抱える課題や関わり方等について、親が知識を深める研修や家庭における「居場所づくり」「絆づくり」に資するために、家庭での読書の取組等の啓発も必要になってきます。

家庭教育学級は、それぞれの学校の課題や目的、目標を学習テーマとして定め、子どもとの関わり方の基本的な学習のほか、おやつ作りや体験活動のような親子交流に関する学習など様々な取組を実施しています。その一方、市が主催する家庭教育講演会や研修会等への出席者は、役員など一部の方に偏る傾向があり、多くの方々に参加してもらうための取組の工夫や改善の必要があります。

また、ＰＴＡにおいても、保護者研修会を通して、家庭の教育力向上に努めていますが、家庭・学校・地域等がより一層連携し、子育てを支援する体制づくりも必要です。

平成２５年度から取り組んでいる「学校支援ボランティア事業」は、令和５年度末現在

で６０９人の登録があり、地域の方々が持つ技能・特技をいかして、学校の要望に応じた支援活動を行っています。今後も継続しながら、新たに地域と学校が双方向で連携・協働した活動を行う「地域学校協働活動」の充実を図る必要があります。

地域学校協働活動：地域の高齢者、保護者、ＰＴＡ、ＮＰＯ、民間企業等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動

２　青少年

⑴　青少年の健全育成

スマートフォンなどの情報端末の普及により、青少年によるＳＮＳでの個人情報の流出やネット上のいじめ問題などが発生しており、青少年を取り巻く環境は、高度情報化の進展とともに年々深刻な状況になっています。また情報端末は便利である一方、依存症になることが指摘されており、それらの危険性について学習する機会を青少年関係の講演会で行う必要があります。

また、薩摩川内警察署管内での少年非行は、令和５年に万引きなど１２件が報告されており、全体的に横ばい傾向にあります。

なお、不良行為により補導された青少年は、令和５年に深夜はいかいなど２７件が報告されており、こちらは減少傾向にあります。

一方、不審者による児童生徒への声掛け事案は、令和５年に８件発生しており、引き続き注意をする必要があります。このため、警察を始め、各行政機関、地域の防犯パトロール、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、行政・地域・学校などの関係機関による総合的なネットワークを構築し、情報提供や連携協力を図りながら、引き続き青少年を見守る活動等を推進していく必要があります。

■非行少年（検挙・補導）罪種（単位：件）

	R1	R2	R3	R4	R5
凶悪犯					
暴行	1			1	1
傷害	2	2		4	
脅迫					
恐喝					1
忍込み					
空き巣					
事務所荒らし					
学校荒らし					
すり					
自動車盗					
オートバイ盗	3				
自転車盗	3			2	1
車上ねらい		1	1		
万引き	4	3	3	3	6
その他窃盗		3	1	2	1
盗品等	2				
占有離脱物横領					
特別法違反	2	3		1	1
毒劇法					
その他	2		3	1	1
計	19	12	8	14	12

薩摩川内警察署の月例報告をもとに作成

非行少年（単位：件）

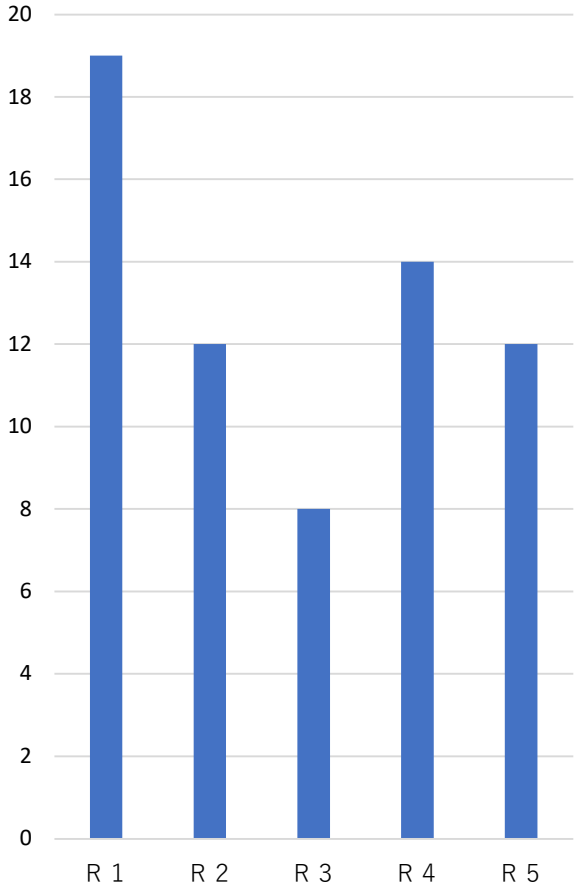

■不良少年（補導）罪種　　（単位：件）

	R1	R2	R3	R4	R5
飲酒	1	2	4	1	7
喫煙	14	15	6	24	8
薬物乱用					
粗暴行為		3			
刃物等所持					
金品不正要求					
金品持ち出し					
性的いたずら					
暴走行為		1			
家出		2		2	
無断外泊			1		
深夜はいかい	31	16	17	24	12
怠学	1		1		
不健全性的行為					
不良交友					
不健全娯楽	1				
その他					
計	48	39	29	51	27

薩摩川内警察署の月例報告をもとに作成

不良少年（単位：件）

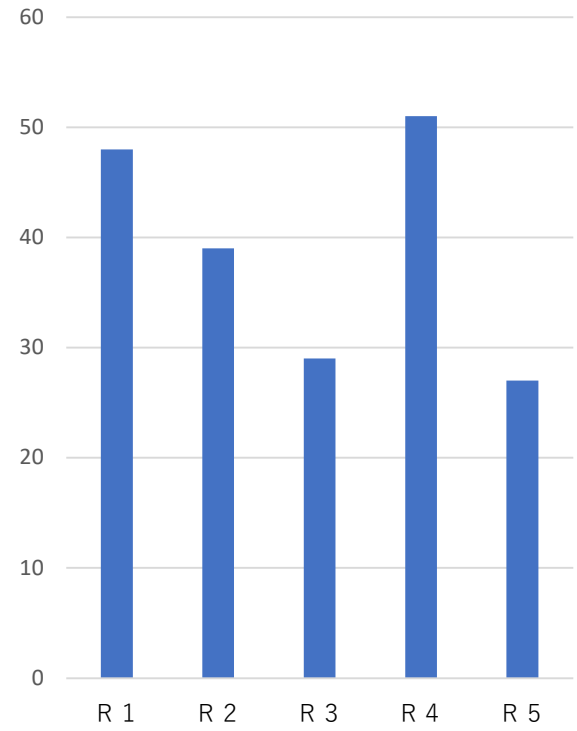

◇主な青少年育成活動内容

青少年育成のため、以下の取組を実施します。

・少年愛護センターだより等の青少年健全育成の広報啓発活動
・あいさつ運動ポスター及び標語作品コンクール
・少年愛護委員・青少年（健全）育成会・ＰＴＡ等による防犯パトロール
・有害図書等の環境診断（書店・ビデオ販売店・刃物販売店の巡回）
・各地域の防犯パトロール、子ども見守り運動
・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携、少年愛護センターでの相談業務
・少年なやみ相談カード配布
・青少年育成の日のつどい及び子ども会大会の開催
・青少年育成市民会議と青少年問題協議会の開催

⑵ 「少年自然の家」での青少年活動

少子高齢化や核家族化、情報化社会の進展に伴い、子ども同士や異年齢集団でのふれあい、自然に親しむ活動等が減少しつつあります。

少年自然の家では、ふるさとの恵まれた自然や施設の特色を活かして、学校教育を補完する幼稚園・小中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の集団宿泊学習の受入れや不登校及び不登校傾向の状況にある児童生徒が寺山の自然の中での豊かな体験の積み重ねを通して、集団への適応性や円滑な仲間づくりへの心情を養い、自立への一助とする体験的適応指導教室「リフレッシュin寺山」を開催しています。

また、甑島や北薩地域等で実施する「夏・冬のアドベンチャー事業」や「ファミリー自然体験隊」、さらに星や月などの宇宙に関する興味・関心を高めるための「レッツゴー！プラネタリウム」、青少年指導者としての資質向上と意欲付けを図る「子どものやる気を育む地域指導者養成講座」等、自然に親しむ諸事業を通して、心豊かでたくましい青少年の育成及び親子の絆を深める活動や様々な分野において地域社会をリードする青少年指導者の人材育成にも取り組んでいます。少子化が進行するなか、利用者数の減少が大きな課題であり、隣接する市町を始め県内各学校等への広報や幅広い年齢層や地域の人々と交流できる新たな魅力あるプログラムの開発に取り組んでいます。

【利用状況】【単位：人】

	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
団　体　数	299	182	179	197	241
研修延人数	31,453	7,378	8,450	11,193	15,368
集団宿泊学習	9,205	3,295	4,133	5,392	6,129
生涯学習関係	7,410	2,251	1,960	2,443	6,358
主催事業関係	14,838	1,802	2,261	2,934	2,881
薩摩川内市民利用者数 （全体比）	10,785 (34.3%)	3,492 (47.3%)	3,791 (44.9%)	5,580 (49.9%)	9,622 (62.6%)

【薩摩川内市民】利用申請書において、市内住所が確認された人数

３　生涯学習

⑴　学習活動

公民館で開催される市民大学講座は多様な学習ニーズに対応するため、様々な講座開設に努めていますが、超高齢社会を反映し、参加者は高齢者が多い状況にあります。この傾向は、今後も続くと思われますが、託児付き講座などを取り入れ、若い世代の参加者及び男性参加者を増やす取組を進めていきます。

市民大学講座は、趣味的な講座や生きがいづくりの講座が多く開催されており、環境や教育問題など現代的課題を扱った講座も行いましたが、コロナ禍の影響もあり実施回数や参加者数が減少傾向にありました。今後は、高齢者大学や一般講座等の中で、生きがい・健康・安全・福祉・人権などの現代的課題に取り組む工夫をする必要があります。

市民憲章と市民歌は、公式行事等に活用されていますが、市民の一体感醸成を図るために、今後も様々な場面で活用されるよう取り組みます。

また、地域では地区コミュニティ協議会を中心に、地域の実情に応じた課題や実態を踏まえた学習活動や関係機関・団体等と連携した講演会の開催など、様々な学習の場が設けられています。

⑵　生涯学習環境

高度情報化等の進展により市民の学習ニーズが多様化する中、学習環境の利便性、快適性が求められます。本市では生涯学習環境として中央公民館・地域公民館を始め、図書館や歴史資料館、川内まごころ文学館、少年自然の家、地区コミュニティセンターなど、市民が学習できる環境を幅広く提供しています。しかし、施設の中には、建設から４９年以上を経過し老朽化が顕著なものもあり、設備の改修も含め維持管理に要する経費は増加することが予想されます。今後は、公民館等施設改修保全計画に基づき、年次的に改修を進めていく必要があります。

また、市民のニーズが高いパソコン講座で使用する講座用パソコン及びタブレットの台数確保や、定期的に機種の入替えを図る必要があります。

⑶　人材育成

中央公民館・地域公民館や地区コミュニティセンター等において、生涯学習、自主学級やサークルなどの趣味的なものから実用的な学習分野や環境問題、教育問題に至る幅広い学習機会提供に努めています。

こうした学習意欲と自主的な学習活動の支援体制として、専門知識や技能を持った人材を生涯学習人材バンク「すてきびと」として登録し、講師等の要請に対応しています。

今後も、学習ニーズに応えられるように登録者を増やすなど支援体制を充実させていきます。

４　図書館運営、読書活動

利用しやすく市民生活の役に立つ図書館であるための図書館資料の整備・充実はもとより、新たに導入した電子図書館の利用普及及び書籍の充実、図書検索や相談業務（レファレンス）を始めとした図書館サービスの充実が求められています。

子どもの読書活動については、乳児期からの読み聞かせの大切さを伝える「ブックスタ

ート」や「おはなし会」事業、学校への移動図書館車巡回、読書グループとの連携のほか、「ビブリオバトル（知的書評合戦）」などの参加型読書活動の取組、その普及・啓発活動に努めてまいりました。しかしながら、スマートフォンなど情報収集手段の充実や暮らしの変化もあり、家庭や地域、学校図書館との連携強化を図りながら、豊かな読書の世界を子どもと共有できる「１日２０分読書活動」を土台にした、子どもの居場所づくりや親子の絆づくりによる魅力ある家庭づくりを推進する必要があります。

また、視聴覚ライブラリーにおいては、保育施設や児童クラブ、地区コミ・自治会（サロン）等での「おでかけ図書館」による上映会など視聴覚機材及び教材の利用促進に努めていますが、既存の１６ミリ映写機やフィルムなどの活用とともに、視聴覚映像（ＩＣＴ関連）の講習並びに、視聴覚機材・教材の充実に取り組んで行く必要があります。

その一方で、図書館施設の中には、築４０年以上を経過し施設設備の老朽化が進んでいる施設等があり、設備の改修を含む維持管理に係る経費負担が増加することが予想されることから、公民館等施設改修保全計画等に基づき、年次的に改修等を進めていく必要があります。

図書館の入館者数・貸出人数・貸出冊数

区　分	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
入館者数	120,427	85,908	64,856	82,685	85,886
貸出人数合計	92,894	66,070	54,543	72,953	75,366
貸出冊数合計	342,207	286,747	240,424	290,596	279,655

住民一人当たりの貸出冊数の状況（「鹿児島県の公共図書館」から）（単位：冊）

区　分	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
県全市町村	3.65	3.24	3.32	3.51	3.45
薩摩川内市	3.57	2.99	2.53	3.01	2.94

電子図書館利用状況　※令和４年６月１日運用開始

区　分	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
利用者ログイン回数	－	－	－	8,989	8,852
コンテンツ閲覧回数	－	－	－	12,078	32,236
貸出回数	－	－	－	15,667	27,832

市立図書館（分館を含む）の蔵書冊数（単位：冊）

区　分	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
蔵書冊数	262,732	269,439	276,431	280,744	283,670

Ⅳ　文化財の保存・継承・活用における現状

１　文化財

本市には国指定史跡の「薩摩国分寺跡」、「清色城跡」や国選定伝統的建造物群保存地区「入来麓伝統的建造物群保存地区」、国指定重要文化財「旧増田家住宅」、国指定重要無形民俗文化財「東郷文弥節人形浄瑠璃」、天辰寺前古墳公園として現地保存された県指定史跡「天辰寺前古墳」を始めとした地域の風土が培った多種多様な文化財が有形・無形ともに多数残されています。また、令和６年３月には「川内大綱引」が重要無形民俗文化財に指定されました。ほかに、令和元年には県と９市９５文化財で構成されるストーリー「薩摩の武士が生きた町　～武家屋敷群『麓』を歩く～」が日本遺産に認定され、本市では入来麓、里麓、手打麓など１４の構成文化財が含まれました。

甑島においては、平成２１年にユネスコ無形文化遺産に登録された国指定重要無形民俗文化財「甑島のトシドン」が、平成３０年にユネスコ無形文化遺産「来訪神：仮面・仮装の神々」として拡張登録されました。また、国指定天然記念物の「甑島長目の浜及び潟湖群の植物群落」や、下甑島の鹿島断崖の一部である県指定天然記念物の「下甑島夜萩円山断崖の白亜系姫浦層群」、県指定有形文化財の「里八幡神社の大般若波羅蜜多経」などの貴重な文化財があります。

これらの文化財は、地域の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない市民共有の財産といえますが、中には保存が危惧されているものや修理が必要なもの、後継者不足が深刻なものがあり、適切に保存・伝承し、いかにして次代に引き継いでいくかが課題となっています。

近年、文化財は学校教育、生涯学習、観光、まちづくりなどに供する地域資源としても重要な役割を担っています。文化財マップを作成し、市内各地域に保存されている貴重な文化財を広く一般に紹介していますが、「文化財がかけがえのない地域の財産である」という市民の意識はいまだ十分に根付いていない状況です。文化財は地域を象徴し地域の重要な要素であることから、積極的な文化財の情報発信や案内・説明板等の設置、公開に努める必要があります。文化財を「地域の宝」として地域総ぐるみで保存と活用を行うための道標として、令和４年度から「薩摩川内市文化財保存活用地域計画」の作成に取り組んでいます。

また、埋蔵文化財は、その土地に根ざした歴史的遺産であり、道路整備や住宅建築などの開発により、一旦失われてしまうと復元が不可能であるため、専門職員の確保など埋蔵文化財保護体制の適切な整備・充実を図る必要があります。

２　地域の歴史・文化財の拠点施設

地域の歴史や文化財を知るための史料を収集・保管・展示し、市民の学習機会の充実並びに体験活動の確保に努めるため各郷土館、旧増田家住宅等文化的施設の周知を行い、施設機能の充実及び利用の拡大を図る必要があります。

なお、郷土芸能や祭り・行事を始めとする地域の伝統行事を継承する指導者の高齢化と若年層の担い手不足が課題となっています。

第３章　　薩摩川内市がめざす教育の姿

本市は、東シナ海に面した変化に富む白砂青松の海岸線、市街部を悠々と流れる一級河川「川内川」、藺牟田池を始めとする湖やみどり豊かな山々、地形の変化の美しい甑島など、多種多様な自然環境を有するとともに、歴史的な遺産や伝統芸能など、教育的風土や文化にも恵まれています。本市誕生以来、こうした教育的資源を活用しながら、「地域の特色を活かした教育文化のまちづくり」を教育目標として、主体性・創造性・国際性を備え、ふるさとを愛する人間性豊かでたくましく生きる市民の育成に努めてきました。

これからの社会においては、知識基盤社会の進展、高度情報化、少子高齢化、国際化が加速する中で、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現をめざす市民」、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる市民」を育成することが求められています。

また、市民憲章には、

「美しい自然と、古い歴史を誇りとする　わたしたち薩摩川内市民は、
　やさしくすれば、心はかよう。　　はなしをすれば、だれでもわかる。
　考えさえすれば、みちはひらける。　　やりさえすれば、かならずできる。
という信条をもって　明るく豊かなまちをつくります。」

と、薩摩川内市民としての心のもちようがうたわれています。

これらのことから、本市においては、教育の基本目標を、

『 ふるさとを愛し 心豊かにたくましく生きる 薩摩川内のひとづくり 』

としており、次の三つの視点からこれからの薩摩川内のひとづくりを進めます。

よりよい自分をめざし、人間性豊かで創造的に生きる

人は皆、人間としてよりよく生きたいと願っています。そして、その人生は、人様々に夢を描き、希望を持ち、また、悩み、苦しみ、人間としての在り方や生き方を自らに問いかけながら自らの人格を磨いていく道程であります。

市民一人一人がそれぞれのライフステージに応じて学習したり、文化活動やスポーツ活動を楽しんだりすることのできる環境を整備し、豊かな人生を送ろうとする人材の育成に努めます。

小中一貫教育の充実を始めとする「薩摩川内らしい教育」の充実を図り、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」などの「生きる力」を身に付け、大きな夢や希望を抱く人材の育成に努めます。

自他ともに尊重し、よりよい社会づくりに主体的に関わる

本市は、少子高齢化や過疎化が進行し、地域によっては地域づくりの担い手の減少や地域の衰退が懸念されます。

市民一人一人が社会を構成する一員であるという自覚を持ち、ときに切磋琢磨し、ときに協調しながら、個性を認めあい、心の通う明るく元気な地域社会づくりに積極的に参画する人材の育成に努めます。

地域住民が様々な形で学校運営や教育活動に関わることを通して、社会全体で子どもを育てる機運を高めるとともに、子どもたちには異年齢集団や地域の中での交流を通した学習活動や体験活動を推進し、活気ある社会づくりに貢献する人材を育成します。

ふるさとを知り、ふるさとを愛し、ふるさとに尽くす

本市は、国定公園に指定された甑島をはじめ、川内大綱引や東郷文弥節人形浄瑠璃など、みどり豊かな自然と古い歴史と伝統を誇りとしています。

市民一人一人が郷土の豊かな自然や歴史、伝統文化に誇りを持ち、力を合わせてまちづくりに積極的に取り組み、発展させようとする人材の育成に努めます。

地域間交流や本市ならではの教育活動を推進し、ふるさとに学び、ふるさとを愛し、誇りに思い、将来にわたってふるさとに貢献しようとする志を高く持った人材の育成に努めます。

薩摩川内市教育振興基本計画の体系

薩摩川内市市民憲章

第３次薩摩川内市総合計画（政策４．教育」及び「政策５．産業・シティセールス／政策分類３．文化・スポーツ／１．文化」

薩　摩　川　内　市　教　育　振　興　基　本　計　画

目標

「ふるさとを愛し　心豊かにたくましく生きる　薩摩川内のひとづくり」

薩摩川内のひとづくり

よりよい自分をめざし、
人間性豊かで
創造的に生きる

自他ともに尊重し、
よりよい社会づくりに
主体的に関わる

ふるさとを知り、
ふるさとを愛し、
ふるさとに尽くす

施策の目標

Ⅰ **学校教育**
未来をたくましく生きる力を育む教育環境の推進

Ⅱ **教育環境**
快適な教育環境の確保・充実

Ⅲ **社会教育**
家庭・地域における教育活動の充実

Ⅳ **文化財**
文化財の保存・継承と活用体制の充実

Ⅴ **文化**
市民に寄り添った文化芸術活動の振興と活性化

施策の方向性／施策／事業

1　魅力ある学校づくりの推進

- ・「魅力ある学校づくり」の充実
  - 「魅力ある学校づくりプロジェクト」の推進
- ・全中学校区における小中一貫教育の充実
  - 小中一貫教育研究公開の実施
  - 児童生徒の交流活動や教職員の授業交流の充実
- ・コミュニティ・スクールの充実
  - 全中学校区による学校運営協議会の実施

2　知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育の推進

- ・確かな学力の育成
  - 「学習者主体の授業」づくりの推進
  - 家庭学習時間「学年×10分＋30分以上」の推進
  - ICT活用の推進、魅力ある英語の授業づくり
- ・英語教育の充実
  - 英語サマーキャンプ、中学校英語発表会の実施
  - 英語検定試験の受験支援
- ・生徒指導の充実
  - 「考え、議論する道徳」の推進
  - いじめ問題や不登校への適切な対応
  - スクールソーシャルワーカーや教育支援センター指導員、心の教室相談員との連携
- ・読書活動の推進
  - 読み聞かせをはじめとする多様な読書活動の推進
- ・たくましい体の育成
  - 「早寝早起き朝ご飯」の推進
- ・体力・運動能力の向上
  - 小学校綱引競技大会や一校一運動の推進
- ・学校保健の充実
  - 健康教育の充実、学校フッ化物洗口事業の推進
- ・食育の推進
  - 食に関する指導の充実、食物アレルギーの対応
- ・学校給食の充実
  - 地場産物の活用
- ・学校安全・防災の充実
  - 原子力防災訓練や避難訓練、通学路安全推進会議の充実
- ・環境教育の充実
  - 地域の特性を生かした自然体験活動や環境保全の取組
- ・幼児教育の充実
  - 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進

3　多様性に応じた教育の推進

- ・多様性を認め合う学校風土の醸成
  - お互いの個性や多様性を認め合う環境の整備
- ・学びの多様化の推進
  - 不登校児童生徒の多様な学びの場の確保
- ・特別支援教育の充実
  - 教育的ニーズに応じた切れ目ない支援体制づくりの推進
- ・人権教育の充実
  - 全ての教育活動における人権教育の推進

1　教育環境の充実

- ・学校における業務改善の推進
  - 業務改善と授業改善を両輪とした働き方改革の推進
- ・教職員の資質・指導力の向上
  - 学習指導法研修会や学校教職員研修派遣事業の実施
- ・鹿児島純心大学との連携
  - 地域連携教育プロジェクトの充実
- ・高等学校との連携
  - 中高連絡会の充実
- ・保護者への経済的支援
  - 就学援助の充実、離島高校生修学支援及び通学支援
  - 特別奨学資金制度等の推進
- ・教材・教具及びICT関連設備の整備
  - 学習指導要領を踏まえ時代に即した教材・教具の整備
  - GIGA第２期や校務DX化を見据えた環境整備
- ・学校施設の長寿命化・改築・環境整備
  - トイレの洋式化や特別教室への空調設備設置工事の実施
  - 学校における照明設備のLED化事業

1　家庭の教育力向上

- ・家庭教育支援の充実
  - 全幼・小・中・義務教育学校での家庭教育学級の開設
  - 子育て支援の相談体制の充実
  - 市PTA連絡協議会や子ども会育成連絡協議会の充実

2　地域による教育力向上

- ・家庭・地域・学校が連携・協働した取組の推進
  - 学校支援ボランティア事業、地域学校協働活動の充実
  - 放課後子ども教室事業の推進
  - 「青少年育成の日」と「家庭の日」の連動
  - 青少年育成市民会議等の活動内容の充実
  - 青少年フレッシュ体験事業の実施
  - 防犯パトロールの実施
- ・「少年自然の家」における体験活動の充実
  - 夏・冬のアドベンチャー事業
  - リフレッシュIN寺山事業
  - ファミリー自然体験隊事業
  - てらやまんち森の学校事業

3　読書活動の推進

- ・読書活動の推進
  - 読書活動推進事業
- ・電子図書館の充実・利用促進
  - 電子図書館運営・資料整備事業

4　地域教育を支える人材の育成

- ・社会教育人材の養成・活躍機会の拡充
  - 人材バンク「すてきびと」の登録促進と積極的活用
  - 各種研修会・養成講座等の実施
- ・「少年自然の家」における青少年指導者の指導力の向上
  - 地域指導者養成講座事業

5　社会教育施設等の機能向上

- ・公民館施設等の環境整備の充実
  - 公民館等施設改修保全計画及び公共施設等総合管理計画に基づく維持補修の実施
  - ICTを活用した多様な学習の場の整備促進
- ・公民館等における生涯学習の充実
  - 教養講座や生きがいづくりに資する講座等の生涯学習活動の充実
- ・「少年自然の家」の効果的な活用
  - 集団宿泊学習事業
  - てらやまんちフェスタ事業
- ・「少年自然の家」の環境整備の充実
  - 環境維持・整備事業
- ・図書館施設等の環境整備の充実
  - 図書館運営・資料整備事業
- ・機材（１６ミリ等）・教材（ＤＶＤ等）の活用による利用促進
  - 視聴覚ライブラリー事業

1　文化財の保存・継承

- ・文化財の保存
  - 指定・未指定文化財の調査と保存に向けた取組
- ・文化財の継承
  - 無形民俗文化財の継承対策の推進

2　文化財の活用

- ・文化財の活用
  - 子供たちへの教材、観光・地域振興資源としての活用推進
- ・伝承・出前授業
  - 文化施設への展示や出前授業等の情報発信や学ぶ機会の充実

1　文化芸術活動への支援・文化施設の利用促進

- ・文化芸術活動への支援
  - 文化芸術活動への支援
- ・文化施設の利用促進
  - 文化施設の利用促進

第４章　　今後の５年間に取り組むべき施策

Ⅰ　学校教育

未来をたくましく生きる力を育む教育環境の推進

本市の未来を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の調和のとれた「生きる力」を身に付け、変化の激しいこれからの社会を、大きな夢と希望を抱き、自信をもってたくましく生きていけるよう、次の施策を推進します。

１　魅力ある学校づくりの推進

⑴　「魅力ある学校づくり」の充実

授業や学校行事などを通した児童生徒の「居場所づくり」や児童生徒同士の「絆づくり」を行い、児童生徒がわくわくして登校し、仲間との学びや活動を楽しむ 「魅力ある学校づくり」を推進します。

そのために、「自分も一人の人間として大切にされている。」という自己存在感や、相手の立場に立って考え行動できる共感的な人間関係、児童生徒が自ら考え、選択し、決定する場の設定、安心して授業や学校生活が送れる風土づくりなどに留意して教育活動を行います。また、児童生徒や保護者、地域住民の声を基に教育活動を工夫・改善します。

⑵　全中学校区における小中一貫教育の充実

全ての中学校区で、義務教育９年間を通して児童生徒を育てる小中一貫教育を推進します。中学校区単位で共通実践事項や重点取組事項などを設定し、小中一貫教育の枠組みを生かした「魅力ある学校づくり」に取り組みます。

ア　９年間を見通した授業改善

児童生徒が「授業に主体的に取り組んでいる」「授業がよくわかる」と実感できる授業づくりを目指し、学習者主体の授業を実践しながら、９年間を見通した授業改善を推進します。

イ　小中の交流活動

児童の中学校入学前の不安感を軽減するために、小・中・義務教育学校の教員の授業交流や、児童と生徒の交流、同じ中学校区に進学する児童の交流などを、カリキュラム・マネジメントにより、意図的・計画的に推進していきます。

ウ　「ふるさと・コミュニケーション科」や英語科（英語活動）の充実

小・中・義務教育学校の学習内容に、系統性や連続性を持たせ、小中一貫教育読本「ふるさと薩摩川内学」を活用し、「ふるさと・コミュニケーション科」の充実を図ります。

＜（数値）目標＞

項　目	現状の数値	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
小６の中学校入学前の期待感	82.5% （Ｒ６）	→	→	→	→	90.0% 以上

⑶ コミュニティ・スクールの充実

ア　学校関係者評価の機能の充実

本市のコミュニティ・スクールでは、学校関係者評価の機能を学校運営協議会に取り入れて一体的に推進しています。

学校関係者評価委員会で明らかになった課題をどのように解決していくかを学校運営協議会で話し合い、その内容を具現化するための組織を立ち上げるなどして、全中学校区の実態に応じた特色ある活動を推進していきます。また、学校運営協議会委員の学校経営への参画意識の高揚について啓発を行います。

イ　地域と共に創るコミュニティ・スクールの充実

社会に開かれた教育課程の実現に向け、社会教育課が所管する「さつませんだい学校応援団」との連携を強化したり、学校を核として地域づくりを展開する「地域学校協働活動」との連携を図ったりして、地域と学校が更に一体となって、児童生徒の健全な育成を目指していきます。

２　知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育の推進

急速な技術革新やグローバル化、少子高齢化の進展などにより、変化が大きく、予測困難な時代の中で、持続可能な社会を維持・発展させていくためには、社会の変化に対応し、自ら学び、考え、判断する力を持つ児童生徒を育成することが求められています。そのため、前期振興計画の知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を子どもたちに育む教育の推進を継承しつつ、生きる力を獲得する過程での主体的な学びの実現を目指し、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を育む教育の推進を行っていきます。

⑴ 確かな学力の育成

ア　学習者（児童生徒）主体の「魅力ある授業」

児童生徒が、主体的に学び、楽しさや喜びを実感し、教師は児童生徒の学びのファシリテーターとなるような「学習者主体の授業」に向けた授業改善を推進し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。

＜（数値）目標＞

項　目	現状の数値	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
標準学力検査（ＮＲＴ）の偏差値平均（全国を５０とした場合）	小 49.3（Ｒ５）	→	→	→	→	53.0
	中 47.8（Ｒ５）	→	→	→	→	52.0

イ　ＩＣＴ機器の活用

一人一台タブレット端末を活用し、ネットワークを使った情報共有による「共同的な学び」やＡＩドリル等を活用した「個別最適な学び」の実現、インターネットを活用した「探究的な学び」の充実に努めるなど、児童生徒がタブレット端末を文房具のように日常的に活用できる姿を目指します。そのために、情報教育担当者等研修会や

ＩＣＴ活用研修会を開催し、教職員のＩＣＴ活用指導力の一層の向上に努めます。

＜（数値）目標＞

項　目	現状の数値	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
教職員の ICT 活用指導力の「活用できる」評価	80.6%（Ｒ５）	→	→	→	→	90.0%

ウ　家庭学習の質の向上

児童生徒の主体的な学びが促されるような課題や授業と連動した課題の工夫に努めるとともに、タブレット端末の持ち帰りにより、ＡＩドリル等を活用し、一人一人の学習進度や課題に応じた練習問題を解くなど、児童生徒の学習意欲が高まるような家庭学習の工夫を推進していきます。

＜（数値）目標＞

項　目	現状の数値	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
家庭学習時間「学年×10 分＋30 分以上」	小 71.1（Ｒ５）	→	→	→	→	80.0
	中 69.9（Ｒ５）	→	→	→	→	80.0

⑵　英語教育の充実

グローバル社会で活躍できる人材を育成するために、児童生徒の英語力や英語コミュニケーション能力の向上を目指し、英語力向上プラン事業を推進します。

また、小学校１年生からの英語教育を今後も継続し、児童生徒が英語を使ってコミュニケーションを図る機会の意図的な設定に努めるとともに、中学生を英国に一定期間派遣することで、英語力や国際的な視野を高めるための国際交流事業を推進します。

ア　魅力ある英語の授業づくり

魅力ある英語の授業づくりのために小学校担任や中学校英語担当者の英語指導力の向上を図るとともに、ＡＬＴとのティームティーチングや地域人材の活用を推進します。

イ　英語サマーキャンプの実施

英語サマーキャンプを夏休みに実施し、ＡＬＴ等と英語だけの生活を行わせることで、児童生徒の英語に対する興味・関心を高めるとともに、実践的な英語コミュニケーション能力の育成を図ります。

ウ　中学校英語発表会の実施

自分の思いや考え等を自由に英語で表現する力を育成するために、設定した話題について英語で考えを述べる発表会を実施します。発表内容に関して英語で質問されたことに英語で答えることで、英語によるコミュニケーション能力の向上も目指します。

エ　英語検定試験の支援

日常生活で必要な実践的な英語力の習得及び学習意欲の向上を図ることを目的に、英語検定試験の受験を積極的に奨励していきます。中学校で学習する範囲である４級、

３級については英語検定試験の受験料の補助を行います。

＜（数値）目標＞

項　目	現状の数値	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
中学校卒業時における英語検定試験３級以上の取得率	53.1% （Ｒ５）	→	→	→	→	60.0%

⑶　生徒指導の充実

令和３年に改訂された生徒指導提要の趣旨に基づき、発達支持的生徒指導及び課題未然防止教育に関する生徒指導の目標や基本方針などを、各学校の年間指導計画の中に明確に示し、全教職員が一体となった生徒指導体制づくりを推進します。さらに、児童生徒の様々な悩みや課題に対応するため、学校、家庭、地域、関係機関が相互に連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門的な知見も積極的に生かす「チーム学校」としての生徒指導を推進します。

発達支持的生徒指導：全ての児童生徒を対象に、「個性の発見とよさや可能性の伸張とコミュニケーション力、思いやり、目標達成力などを含む社会的脂質・能力の発達を支える」ように働きかけること。
課題未然防止教育：全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムのこと。

ア　規範意識を高めるための対応

学校・学級が、安心・安全に生活できる場所であるためには、一人一人の規範意識や他者を思いやる気持ちが必要であることを教育活動のあらゆる場面で指導するとともに、児童生徒が、自発的、自治的な活動などを通して集団への所属感や規範意識を主体的に高めることを推進します。

また、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高めるために、授業や学校行事において、自身の変容や成長を自己評価する学習活動などを充実させます。

さらに、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科道徳」を要とした道徳教育を推進します。

イ　不登校の未然防止

児童生徒が、「学校は楽しい。」「みんなと何かをするのが楽しい。」と感じるような、魅力ある学校づくりを推進し、新規不登校数の減少を目指します。そのために、教職員による児童生徒の「居場所づくり」や子ども同士の「絆づくり」を、各中学校区で創意工夫し、教育課程に位置付けて計画的に推進します。

また、不登校個別支援計画に基づき、児童生徒個々の実態に応じた支援に努め、心の教室相談員やスクールソーシャルワーカー等との連携も更に強化します。

＜（数値）目標＞

項　目	現状の数値	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
「学校に行くのが楽しい」と感じる全児童生徒の割合	97.3% （Ｒ５）	→	→	→	→	100.0%
不登校の割合（100 人当たりの不登校生徒数）	8.31 （Ｒ５）	→	→	→	→	県平均以下

ウ　いじめ問題への対応

「薩摩川内市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの早期発見・早期対応を図るために、アンケート調査や教職員による気づき、家庭・地域との連携、心の教育相談員やスクールソーシャルワーカーの配置などによる相談体制の充実など、積極的な情報収集に努めます。

また、規範意識や情報モラルについての研修を充実させるなど、インターネット上の問題行動を含むいじめ問題への対応を更に推進します。

エ　問題行動等への対応

教職員においては、生徒指導上の課題を解決するチームとしての組織力をより一層充実させるとともに、未然防止や早期発見のためにスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、心の教室相談員、教育支援センターの指導員と、学校及び関係機関とのより緊密な連携を図り、必要に応じて連絡会や情報交換会を行い、情報の共有と迅速な対応を目指します。

また、近年増加しているインターネットに関するトラブル対応のために、情報モラル教育を推進するとともに、フィルタリングの設定や家庭内ルールの策定に係る保護者への啓発を行います。

⑷　読書活動の推進

子どもの読書活動は、感性を育て、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、重要なものです。

そこで、子どもの読書活動を充実させるために、読み聞かせをはじめとする多様な読書活動を推進します。さらに、蔵書や設営の充実など、児童生徒にとって魅力ある学校図書館づくりに努めます。

また、家庭での読書活動推進による親子の絆づくりについて、学校と家庭の連携を推進します。

⑸　たくましい体の育成

ア　基本的生活習慣の確立

基本的生活習慣の確立を図るためには、朝食をとっている児童生徒の割合の向上や就寝時刻の改善、スマートフォンやゲーム等の使用時間の適正化など、保護者の協力が必要です。「早寝早起き朝ごはん」を合言葉に、ＰＴＡ活動や家庭教育学級、学校保健委員会等を活用して、引き続き保護者への啓発を図っていきます。また学校保健委員会への学校医や専門家等の参加率の向上に取り組み、学校、家庭、地域を結ぶ組

織としての学校保健委員会の機能の充実を図ります。

イ　食に関する指導の成果指標を設定している学校の割合の向上

朝食を毎日食べる、睡眠時間の確保、肥満、痩身の出現率など、各学校の実情に合わせた成果指標を作成し、その評価をもとに、学校内、保護者、地域に広く食育の推進の必要性についての啓発を図ります。

ウ　起床・就寝時間の生活リズム習慣の改善

学校・家庭が連携し、「家庭学習６０・９０運動」や、「早寝早起き朝ご飯」などの取組を通して適切な生活習慣の確立に向けた取組を推進します。

エ　ネット依存等、スマートフォンの使用に関する諸問題の改善

ノーメディアデーの設定、生活リズムチェック表の活用など、児童生徒と保護者がルールを決め、使用時間の適正化を図ったり、各学校で情報モラル教育を充実させたりして、関係者が連携しながら取組を推進していきます。

⑹　体力・運動能力の向上

毎年実施する全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を参考にして、市全体や各学校の分析を行い、授業の中で補強運動を積極的に取り入れるなど、様々な対策を講じていきます。また、「体力アップ！チャレンジかごしま」への取組を通し、楽しみ、競い合いながら体力の向上を図ります。

ア　体力向上への取組の推進

児童生徒の体力・運動能力調査の結果の活用と、「一校一運動」、「体力アップ！チャレンジかごしま」への取組を今後も推進します。また、「主体的・対話的で深い学び」がある体育授業を実践するために、課題解決的な学習の充実を図る中で、ＩＣＴ機器の活用やペア・グループ学習などの相互支援活動を充実させるなど、体育授業の改善を図ります。

さらに、本市の伝統行事である綱引や薩摩川内はんやを積極的に取り入れ、学校・家庭・地域が一体となった体力向上に努めていきます。

＜（数値）目標＞

項　目	現状の数値	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
全国を１００としたときの児童生徒の体力・運動能力（小・中学生全学年対象）	96.8（Ｒ５）	→	→	→	→	100.0

イ　運動時間の確保

運動時間の状況は、改善傾向にありますが、運動する児童生徒と、運動をしない児童生徒の二極化の傾向が見られます。そこで、児童生徒の運動の機会を確保していくために、授業では、体を動かすことの楽しさや喜びを味わわせながら、運動に親しませる時間を確保します。また、「一校一運動」や「体力アップ！チャレンジかごしま」の取組を継続します。さらに、家庭・地域における児童生徒の運動の習慣化・日常化を図るために、体力・運動能力の向上に係るデータや資料を学校へ提供します。

⑺ 学校保健の充実

自分の体や健康に対する興味・関心を高めるため、学校における保健指導の充実を図ります。

ア　健康教育の充実

学級活動や保健体育科の授業で行う保健指導等を通して、自分の健康課題をしっかりと把握し、自分の体に関心をもつことができる児童生徒の育成を図っていきます。また、健康な体の状態や望ましい生活習慣について、主体的に考えさせる授業を展開していきます。

イ　歯と口の健康づくり

児童生徒１人当たりのむし歯を経験した本数を表す指数「ＤＭＦＴ」について、令和５年度の調査によると、本市の数値は０．６本であり、鹿児島県の数値１．１本より少ない結果となっています。歯と口の健康づくりの取組の成果は上がっていますが、全国の数値は０．５５本であり、まだ及ばない現状があります。また、むし歯の治療率においては、横ばい状態で、適切に治療できている児童生徒と、様々な要因により治療ができていない児童生徒の二極化が見られるため、継続して治療を促す取組が大切です。そこで、平成２７年度から全市で実施している「学校フッ化物洗口事業」については、さらに効果が得られるよう、令和７年度から、厚生労働省が推奨する９００ｐｐｍの濃度に変更し、今後も継続して行います。併せて、歯周病予防に有効なブラッシング指導についても、これまでの取組を更に充実できるようにしていきます。

＜（数値）目標＞

項　目	現状の数値	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
ＤＭＦＴ指数（１２歳児）	0.6本 （Ｒ５）	→	→	→	→	0.3本

⑻ 食育の推進

ア　食に関する指導の充実

本市の「食に関する指導　年間指導計画基底」を活用し、各学校の食に関する指導の全体計画の改善を図りながら、食に関する指導の更なる充実を図ります。また、学校給食や家庭科の授業などで、栄養バランスや食事の重要性、感謝の心、食文化などの食に関わる資質・能力の育成を図ります。

なお、食に関する指導の充実にあたっては、栄養教諭が全ての小・中・義務教育学校で、担任と連携して食に関する指導を実施します。

イ　食物アレルギーへの対応

食物アレルギーへの対応等を記載した生活管理指導表の提出の徹底を図り、家庭・学校・給食センターとの連携を密にしながら安心安全な給食に努めていきます。また、食物アレルギー対応委員会の進め方や緊急時の対処方法など、具体的な資料（ＤＶＤや練習用のエピペントレーナーなど）を活用しながら研修を進めていきます。

⑼ 学校給食の充実

ア　学校給食センター施設整備・管理運営

学校給食センターにおいては、老朽化した施設設備の日常点検・定期点検を行うとともに、年次的に整備・改修を行い、安全・安心な学校給食の提供ができるよう適正な運営に努めます。また、給食センター統廃合においては、備品の更新や、調理・配送業務等についても見直しを検討し対応を図ります。併せて学校給食会の統廃合についても協議を重ね進めていきます。食材費である学校給食費の未納問題は、ＰＴＡ及び学校と連携を図りながら、取り組んでいきます。

イ　安全・安心な学校給食の充実

安全･安心な食材の使用や地場産物の活用を推進するために関係機関との連携を図ります。特に、青果物については、生産者等と調整を図りながら、地場産物を活用した学校給食の提供に努めます。

＜（数値）目標＞

項　目	現状の数値	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
地場産物の活用	25.4% （Ｒ５）	⇒	⇒	⇒	⇒	30.0%

⑽ 学校安全・防災の充実

これまでに本市が行ってきた新入学児童生徒への交通安全･防犯用品の無償配布や危機管理マニュアル（火災、地震、津波、原子力災害、風水害、不審者対応、弾道ミサイル発射、フッ化物洗口、熱中症等）の見直し、全中学２年生や全教職員を対象にした普通救命講習会の実施などを継続し、万が一の事件や事故に備えた態勢づくりに努めていきます。

ア　安全教育の充実

各学校で行っている交通安全教室や避難訓練、防犯訓練など、安全に関する取組については見直しと改善を推進していきます。

特に、原子力防災訓練については、それぞれの学校の立地状況に応じた訓練を充実させるとともに、放射線副読本や原子力防災リーフレットを活用した放射線教育の充実を図っていきます。

防災教育の推進については、継続的に教育課程に、国・県・市・関係機関を活用した防災教育を位置付けするとともに、ＩＣＴを活用した「川内川水防河川学習プログラム（川内川河川事務所作成）」による、防災学習の充実を図っていきます。

イ　通学路の安全確保

学校運営協議会で校区安全マップを提示し検討するなど、学校・保護者・地域が一体となった取組を推進していきます。

通学路安全推進会議では、今後も国や県・市の道路管理者や管轄警察署、市ＰＴＡ連合会などとの連携を深めながら、児童生徒の安全確保に努めていきます。また、令和５年度に改定した「キッズセーフティマップ」を活用し、保護者・児童生徒の意識を高めていきます。

ウ　自転車使用時の安全確保（ヘルメット着用・自転車損害賠償保険等加入）

児童生徒のヘルメット着用・自転車損害賠償保険等への加入については、かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例（平成２９年３月制定）により保護者の義務となっていることから、ＰＴＡ活動や家庭教育学級、学校保健委員会等を通して、１００％を目指し保護者に啓発を図っていきます。

＜（数値）目標＞

項　目	現状の数値	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
ヘルメット着用率 （小・中学生全学年対象）	94.9% （Ｒ５）	→	→	→	→	100.0%

⑾　環境教育の充実

ア　教科等の学習と体験的な活動の教科横断的な環境教育

各教科やふるさと・コミュニケーション科、特別活動などにおける環境に関する学習を、ＳＤＧｓの視点から横断的に関連付け、教育活動全体を通して環境教育を推進します。

イ　地域との連携

地域の人材やサーキュラーパーク九州などの企業との連携を図り、地域の特性を生かした自然体験活動や環境保全の取組を推進します。

⑿　幼児教育の充実

ア　幼稚園教育要領の趣旨に沿った教育及び保育の実践

各幼稚園においては、幼稚園教育要領の趣旨に沿った教育及び保育が確実に実践されるよう教育課程を編成し、教育課程の実施状況を評価して、その改善を図っていきます。

イ　幼小連携の推進

「幼児期の終わりまでに育ってほしい１０の姿」を踏まえた連携がなされるよう、幼保小連携研修会を実施したり、薩摩川内市版接続期カリキュラムの活用を推進したりすることで、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

３　多様性に応じた教育の推進

お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるように働きかけます。また、児童生徒が多様性を認め、お互いを尊重することができ、安心して過ごせる環境や相談しやすい体制の整備、それらを支える「チーム学校」としての組織づくりを進めます。

⑴　多様性を認め合う学校風土の醸成

児童生徒が、多様性を認め、お互いを尊重し合うことができるような学校風土の醸成に努めます。

また、制服を含めた校則については、児童生徒や保護者、地域住民の意見を取り入れ、時代に合った合理的で理解できるものに改善する取組を推進します。その際、ジェンダ

ーフリーやＬＧＢＴＱへの配慮に努めます。

⑵ 学びの多様化の推進

様々な事情から、学校に行かないことを選択した児童生徒の学びの保障のために、不登校児童生徒を対象とした教育支援センター「スマイルルーム」や、校内教育支援センター「心の教室」（仮）の運営を充実させます。

また、小規模の落ち着いた雰囲気の中での学びを求めている児童が小学校特認校制度を活用したり、オンラインでの学びやフリースクールでの学びを希望する児童生徒の出席の取扱いについて、学校との連携を強化したりするなど、児童生徒の多様な学びの場の選択を支援できるような施策を推進します。

⑶ 特別支援教育の充実

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援の一層の充実を図ります。

ア　個に応じた就学支援の充実

特別支援学校と連携した巡回相談や障害福祉課と連携した保育所等訪問支援を通して、幼児児童生徒の実態を把握し、早期からの教育相談を行ったり、教育支援委員会を開催したりすることで、個に応じた就学支援の充実に努めます。

イ　教育的ニーズに応じた指導・支援

一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を受けることができるよう、校内支援体制の構築や個別の教育支援計画、個別の指導計画、移行支援シートの作成・活用を推進します。

ウ　通級による指導の充実

３年間の「巡回型通級指導教室開設のためのモデル事業」を通して、巡回型の通級による指導を行うことができる環境を整備するとともに、担当者の専門性の向上に努め、特別な支援が必要な児童生徒への支援の充実を更に推進します。

⑷ 人権教育の充実

「人権教育はすべての教育の基本」であるという認識のもと、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者を思いやることができるように、全ての教育活動において人権教育を推進します。

ア　人権教育の全体計画・年間指導計画の作成やそれに基づいた実践について、各学校に指導を行います。

イ　各種研修や人権教育研修資料等の活用を促し、教職員等の人権意識の高揚や資質向上に努めます。

ウ　一人一人の児童生徒が、自分の良さや可能性を認識し、自尊感情を高めるとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することができる人権教育の指導内容・方法の工夫・改善を図ります。

Ⅱ　教育環境

快適な教育環境の確保・充実

子ども一人一人が、それぞれの夢や希望をもち、その実現に向けて、意欲をもって挑戦できるよう、次の施策を推進します。

１　教育環境の充実

⑴　学校における業務改善の推進

学校における課題が複雑化・多様化する中において、質の高い教育を持続発展させるために、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「学校以外が担うべき業務」の３分類に基づき、業務の役割分担や効率化などを図り、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進に努めます。

また、勤務時間管理システムにより教職員の在校等時間を把握し、「薩摩川内市立学校の教育職員の勤務時間の上限等に関する指針」に基づき、適正な勤務時間の管理に努めます。

ア　教育方法改善と業務改善を両輪とした取組

学校行事の精選・重点化、準備の簡素化・省力化を含めた業務改善を推進するとともに子ども主体の授業改善を推進します。

イ　ＩＣＴを活用した校務支援

効率的に事務作業等を進めることができるように、校務支援ソフトやグループウェアの活用を促進します。また、集金業務のキャッシュレス化を推進します。

ウ　休日における中学校部活動の地域移行

休日の部活動指導を担うことができる地域人材を確保し、中学校教員の部活動に係る業務の負担軽減を図ります。

エ　校務支援員の配置

教職員が、児童生徒への指導・支援や教材研究等の時間を十分確保できるよう、教員業務の支援を行う校務支援員を配置します。

⑵　教職員の資質・指導力の向上

児童生徒が、基礎的・基本的な学力を含め、心豊かにたくましく生きる力を身に付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばす教育が行われるよう教職員の資質を向上させることが求められています。そのために、次のことに努めていきます。

ア　校内研修の充実

各学校では研修テーマを設定し、テーマに基づいた研究授業や授業研究を行っており、学校教育課指導主事や鹿児島純心大学教員、県総合教育センター研究主事等を講師として招聘し、専門的な指導助言を基に授業改善できるように努めていきます。

イ　外部研修会への参加

学校教職員研修派遣事業等により、先行研究を行っている学校の公開研究会への出席や県総合教育センター等の教育施設での研修を推進します。また、学校現場の状況や課題等を十分に把握した上で、各種研修会の内容を改善していきます。

ウ　指導主事の各学校への指導助言

中学校区ごとに担当指導主事を配置し、学力向上や小中一貫教育の研修等について、

学校の課題やニーズに応じた的確な指導を行うよう努めます。また、「三方よし、学び合いプロジェクト（Ｌｅａｒｎｉｎｇ　Ｅａｃｈ　Ｏｔｈｅｒ）」により学校間を繋いだ校内研修の充実を図っていきます。

三方よし、学び合いプロジェクト：研究授業等をオープンにして、他の学校の授業を見せ合うプロジェクト。「三方よし」とは、「見てよし・見せてよし・子どもにとってよし」のこと。

⑶　鹿児島純心大学との連携

鹿児島純心大学と薩摩川内市教育委員会は、平成１８年９月に緊密な連携のもとに学校教育及び生涯学習等の分野において相互に協力し、教育活動の充実及び人材の育成に寄与することを目的として協定を締結しました。平成２３年度からは「地域連携教育プロジェクト」を開始し、「学校インターンシップ」、「教職フィールドワーク」を実施しています。また、平成２７年８月には教育・文化等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的に、包括的連携協力に関する協定を締結し、わくわく薩摩川内土曜塾「らく楽算数教室」や「レッツ・エンジョイ・イングリッシュ」に学生の協力を得ながら活動の充実を図ったり、「こども大学」や「研究授業サポート事業」において、学校の校内研修に鹿児島純心大学の講師を招聘したりしています。今後も、市内にある唯一の大学との連携を積極的に進めていきます。

⑷　高等学校との連携

本市には公立の高等学校が３校、私立の高等学校が１校あり、「生活指導連絡協議会」、市学校保健会等による「学校保健・安全研究大会」等、市内小・中・高等学校と連携を図っています。また、高等学校においては、学力向上に向けた授業公開や中高連絡会、体験入学に取り組んでいます。今後も、小・中・高等学校との連携の在り方について研究を重ねるとともに、キャリア・パスポートの確実な引継など連携を深めていきます。

⑸　保護者への経済的支援

ア　就学援助の充実

義務教育期間における就学の援助を必要とする世帯が増加傾向にあることから、的確な認定による経済的支援に努めます。

イ　離島高校生修学支援

甑島には高等学校がないことから、甑島の小学校、中学校を卒業し、本土の高等学校等へ通学するため、生徒の居住費、帰省費を負担している保護者へ対し、経済的支援に努めます。

ウ　特別奨学資金制度等の積極的な推進及び周知

本市内の中学校を卒業し、本市内に生活の本拠を有する方で、向学心が強く学業が優秀であるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難である者に対し、給付型の特別奨学資金の支援により保護者の経済的負担軽減を図り、必要な支援を実施します。

また、公益財団法人鹿児島県育英財団等の奨学資金貸付制度の活用促進を図り、経済的理由によって進学を断念し、修学の道を閉ざすことがないよう支援します。

エ　通学支援

市内小・中学校の学校統合後の通学方法については、スクールバスや路線バスを活

用するなど、児童・生徒の安全・安心を確保し、再編による保護者の新たな経済的負担が生じないように、必要な支援に努めます。

また、市立小・中学校及び義務教育学校に通学する遠距離の児童・生徒の保護者に対し、通学に要する経費の負担を軽減するため、必要な支援に努めます。

⑹ 教材・教具及びＩＣＴ関連設備の整備

ア　教材・教具

学習指導要領の改訂などの教育内容に応じた教材・教具の整備に努めます。

イ　学校図書

蔵書冊数が学校図書館図書標準を満たすように、各分野のバランスのとれた図書購入に努めます。

ウ　ＩＣＴ関連機器の整備

ＧＩＧＡスクール構想など国が定めるＩＣＴ環境整備方針に基づき、関連機器の整備に努めます。

⑺ 学校施設の長寿命化・改築・環境整備

学校施設の長寿命化を図るとともに、児童生徒の学習活動に支障のない環境を整備します。

ア　トイレの洋式化や特別教室への空調設備設置を進めます。

イ　保守点検等で発見された不具合や雨漏りの改善など、学校生活に支障のない環境の整備に努めます。

ウ　照明のＬＥＤ化や学校のバリアフリー化に努めます。

Ⅲ　社会教育

家庭・地域における教育活動の充実

家庭・学校・地域が連携・協働し、次世代を担う青少年を守り育てるため、次の施策を推進します。

１　家庭の教育力向上

⑴ 家庭教育支援の充実

ア　社会環境や家庭環境の複雑化に伴い、幼児や児童への虐待防止、規則正しい生活習慣やしつけの在り方、不登校、いじめ問題などに加え、ＳＮＳが抱える課題や関わり方等について、様々な問題に対応できるように家庭教育の質的向上を図る必要があります。市内の幼稚園、小・中・義務教育学校に家庭教育学級の開設を行い、保護者の参加を促し、問題解決に向けた話し合いやその成果の情報共有を行うとともに、子どもの年齢に応じた研修の充実等を図ります。また、専門知識を有する講師を招き、こども園等も含め家庭教育に関する講演会を開催します。併せて、家庭における「居場所づくり」「絆づくり」に資するために、家庭での読書活動の取組等を推進します。

イ　子育て中の保護者を対象に、子育てサポーター養成講座を受講し、登録されたサポーターが、子育ての悩みや育児の相談に応じるなど、同じ悩みや不安を抱える保護者との交流を行うことで育児負担の軽減を図ります。子育てサポーターの養成等を進め、子育て世代への相談体制の充実を図り、子育てを支援する体制を構築します。

ウ　子どもを取り巻く環境は、急速な社会情勢の変化とともに様々な問題を抱えています。子どもたちに一番身近な保護者の組織であるＰＴＡや異年齢の子どもたちの組織である子ども会の活動を支援し、充実を図ります。

＜（数値）目標＞

項　目	現状の数値	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
家庭教育学級参加者数	8,056 人 （Ｒ５）	→	→	→	→	10,000 人

２　地域による教育力向上

⑴　家庭・地域・学校が連携・協働した取組の推進

ア　地域学校協働活動の一環として、地域の方々に小・中・義務教育学校の教育活動の支援者として事業に協力していただいています。

　子どもたちにとっては、郷土愛の醸成や大人とのコミュニケーション能力の向上の場、地域の方々にとっては、郷土芸能の伝承や知識・経験をボランティアとして生かす場が広がることで、地域の教育力の向上につながっており、更なる充実を図ります。今後は、地域と学校が双方向で連携・協働した活動を行う「地域学校協働活動」の充実を図ります。

イ　放課後に子どもたちの安全・安心な居場所として、児童クラブ未整備校区に放課後子ども教室を設け、地域の協力を得て学習活動やスポーツ活動、地域住民との交流活動などを実施することにより、地域の教育力向上や子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進します。

ウ　毎月第４土曜日を「わくわく薩摩川内土曜塾」として、行政や民間企業等が行う体験学習や活動の情報を提供し、児童生徒が自由に選択し、有意義で安全に過ごせる環境づくりを行います。また、学校の土曜授業に活用できる出前授業の情報収集・提供を進めます。

エ　有島三兄弟記念館姉妹館契約を結んでいる北海道ニセコ町の児童生徒との相互交流を行い、有島三兄弟の文学作品を訪ねる感動体験、北海道の自然体験を通して、心身ともにたくましい青少年を育成するとともに集団の中で幅広い視野をもった青少年の育成を図ります。

オ　地域の青少年育成会等の活動を充実させ、保護者、地域、学校ぐるみで育てる環境づくりを推進するため、青少年育成市民会議、少年愛護委員、少年愛護センター等の関係機関の連携を密にし、青少年の健全育成に地域社会全体で取り組みます。

カ　少年愛護センターでは少年なやみ相談や、登下校時のパトロールなどを実施し、青少年の健全育成に努めます。

＜（数値）目標＞

項　目	現状の数値	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
学校支援ボランティア事業の実施件数	1,619 件 （Ｒ５）	→	→	→	→	1,800 件

⑵ 「少年自然の家」における体験活動の充実

体験活動の拠点である少年自然の家においては、関係機関・団体等と連携し、「出会い・体験・感動」のテーマのもと、三つのけじめ（静と動・時間・場所）と六つの出会い（不自由・人・自然・新しい体験・常識・自分）を柱に、様々な活動を通して思いやりの心やどんな困難にも打ち勝つ強い精神力などを養うとともに、ふるさとのすばらしさを体験できる野外活動事業、自然体験事業、ものづくり事業、プラネタリウム活用事業等を展開します。

ア　野外活動事業

情操及び社会性を豊かにするとともに、心身を鍛練し、心豊かでたくましく生き抜く薩摩川内っ子（ぼっけもん）の育成を目指し、大自然にチャレンジする野外活動事業の充実に努めます。

イ　自然体験事業

家庭教育を支援し、四季折々の自然に触れながら家庭の絆や役割を体験できる家族で参加する自然体験事業の充実に努めます。また、「星など（自然）」をテーマとした夢と感動を体験できる事業を推進します。

ウ　ものづくり事業

ふるさとの恵まれた自然素材を活かしたフォトフレームや木工ペンダントなどのものづくり事業を行います。

エ　プラネタリウム活用事業

少年自然の家のプラネタリウムを有効活用し、星座や天体への興味関心を高める事業を推進します。

オ　集団宿泊学習を始めとする学校教育を補完する事業

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等が主体となって行われる集団宿泊学習や幼稚園、保育園のお泊まり保育の受入れを推進し、それぞれの学習活動に対して指導・支援の充実に努めます。

また、「ふるさと・コミュニケーション科」等、学校の授業での体験活動や調査活動の指導・支援に努めます。そして、学年や学級ＰＴＡ、家庭教育学級等で行われる野外活動、創作活動、レクリエーションの受入れや出張指導を積極的に推進し、その充実に努めます。

さらに、不登校の小・中学生を対象とした適応指導教室と連携を図り、子どもの社会性や自立心等の育成を目指し、体験的適応指導教室を行います。

＜（数値）目標＞

項　目	現状の数値	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
利用状況	15,368 人 （Ｒ５）	→	→	→	→	39,000 人

３　読書活動の推進

⑴　読書活動の推進

ア　事業の開催

図書館利用につながる教養講座等の開催や参加者同士の交流が図れる読書会などの事業に取り組みます。また、「１日２０分読書活動」を土台にして、読書や読み聞かせ等の本を通じた各家庭における居場所づくりや絆づくりに取り組みます。

イ　読書活動の充実

「おはなし会」や「ビブリオバトル」などに取り組み、学校との連携や読書グループ等への研修会開催など、読書活動の充実に努めます。

ビブリオバトル：ひとりひとりが好きな本を持ち寄り、順番に本を紹介しあい、参加者全員で読みたくなった本に投票する書評ゲーム

⑵　電子図書館の充実・利用促進

来館することなく、いつでもどこでもパソコンやスマートフォンで本を借りて読むことができる「薩摩川内市電子図書館」を令和４年６月に開設しました。

引き続き、利用者の皆様の利便性向上と読書活動の推進ならびに、鹿児島県が令和６年３月に策定した「鹿児島県読書バリアフリー計画」の基本的な方針の実現に向け、蔵書の充実に努めます。

＜（数値）目標＞

項　目	現状の数値	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
中央館・分館の入館者数（各年度末）	85,886 人（Ｒ５）	→	→	→	→	104,000 人
住民一人あたりの貸出冊数	2.94 冊（Ｒ５）	→	→	→	→	3.65 冊
電子図書館の貸出回数	27,832 冊（Ｒ５）	→	→	→	→	34,000 冊

４　地域教育を支える人材の育成

⑴　社会教育人材の養成・活躍機会の拡充

生涯学習人材バンク「すてきびと」への登録を促進し、市民への情報提供や公民館講座、家庭教育学級、地区コミュニティ協議会主催の生涯学習講座の講師等として普及・活用を推進します。また、指導者養成研修会に社会教育団体等からの参加を推進し、専門的知識を有する指導者の育成とその活動を支援し、学習成果の活用を図ります。

また、市民大学講座におけるボランティア養成講座において、多種多様なボランティアに対応できる人材の育成を進め、地域での活用を図ります。

＜（数値）目標＞

項　目	現状の数値	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
すてきびと登録者数	52 人 （Ｒ５）	→	→	→	→	60 人

⑵　「少年自然の家」における青少年指導者の指導力の向上

「地域指導者育成事業」や「出張指導」等、学校、地域、子ども会、ＰＴＡ、児童クラブ等で行われている青少年育成活動を充実させるために、レクリエーションの概要や実施方法、大人と子どもとのかかわり方等について理解を深めることで意欲付けを行い、青少年育成指導者として本所の研修を通して資質向上を図ります。

＜（数値）目標＞

項　目	現状の数値	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
地域の青少年（健全）育成会の活動回数、活動人数	１回 25 人 （Ｒ５）	→	→	→	→	１回 50 人

５　社会教育施設等の機能向上

⑴　公民館施設等の環境整備の充実

施設の安全な活用を図るため、公民館等施設改修保全計画及び公共施設等総合管理計画に沿った維持補修に努めます。

また、ＩＣＴを活用した多用な学習の場の整備促進に努めます。

⑵　公民館等における生涯学習の充実

中央公民館及び地域公民館を拠点として、教養講座や生きがいづくりに資する講座等、生涯学習活動の更なる充実を図ります。

また、地域全体で生涯学習を進めるため、地区コミュニティ協議会が主催する各種生涯学習講座や自主学級等の学習グループへの指導・助言を行います。

また、市民への生涯学習情報の提供やまなびネットセンターを含めた学習相談体制の充実を図ります。

＜（数値）目標＞

項　目	現状の数値	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
市民大学講座参加者数（延べ人数）	3,407 人 （Ｒ５）	→	→	→	→	5,000 人

⑶　「少年自然の家」の効果的な活用

体験活動の拠点である少年自然の家では、専門の指導者や整えられた施設・設備を十分に活かして、集団宿泊学習や野外活動等を通した健全な青少年の育成の場、さらには、市民の生きがいづくりや生涯学習の場として、主催事業の企画や受入事業を推進し、青少年のみならず、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の利用を促進します。

ア　主催事業

青少年の体験活動をはじめ、一般成人のニーズや時代の要請に応じた、自然の素材を活かしたものづくり事業、少年自然の家の施設・設備を活用した野外活動事業、地域の指導者を対象とした指導者養成事業を推進します。

イ　受入・派遣指導等

学校の他に、子ども会、ＰＴＡ、部活動、スポーツ少年団、企業等の求めに応じて、野外活動や創作活動、レクリエーション等の受入れの充実を図ります。さらに、創作活動やレクリエーション等の出張指導も積極的に推進し、誰もが利用できるよう情報発信の充実を図ります。

ウ　自主学級や学習グループ

少年自然の家の施設・設備を活かして、陶芸等のものづくりを中心とする自主学級や学習グループの育成と活動支援を積極的に行い、仲間づくりやふるさと学習など、魅力ある地域づくりに貢献する場としての機能の充実を図ります。

⑷　「少年自然の家」の環境整備の充実

当所は開所から３７年が経過し、施設の老朽化が顕著になっています。今後、効率的・効果的な管理や修繕を行いながら長寿命化を施し、施設の有効活用を図ります。

⑸　図書館施設等の環境整備の充実

市民の自主的な学習・文化・余暇活動を支援する生涯学習の拠点施設として、市民に親しまれ、利用しやすく市民生活の役に立つ図書館づくりを目指します。

ア　図書館資料の整備・充実

社会状況に即し利用者目線に立った魅力ある図書館資料の整備や充実に努め、図書館利用の促進を図ります。また、令和４年６月に導入した電子図書館の利用促進及び蔵書の充実に努めます。

イ　図書館サービスの充実

貸出や図書検索、相談業務（レファレンス）を始め、団体貸出や県内外の図書館と連係した相互貸借による貸出など、サービスの充実に努めます。また、乳児と保護者に、絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけとなるよう絵本を送る「ブックスタート」事業や「おはなし会」事業、学校や地域への移動図書館車巡回、読み聞かせ等のボランティア活動を行う読書グループとの連携など、サービスの充実に努めます。

ウ　読書環境づくり

家庭や地域、学校図書館との連携強化を図りながら、豊かな読書の世界を子どもと共有できる「１日２０分読書活動」を土台にした、子どもの居場所づくりや親子の絆づくりに取り組めるよう、また、利用者が充実した時間が過ごせるよう、施設・設備の適切な維持管理・改修に努めます。

⑹　機材（１６ミリ等）・教材（ＤＶＤ等）の活用による利用促進

既存の１６ミリ映写機やフィルムなどの活用とともに、視聴覚機材・教材（ＤＶＤ等）の充実や視聴覚映像（ＩＣＴ関連）の講習などに取り組み、学校教育、保育施設や児童クラブ、地区コミュニティ協議会・自治会（サロン）など社会教育においては、機材・

教材を活用した映画会開催などによる利用促進に努めます。

Ⅳ　文化財

文化財の保存・継承と活用体制の充実

本市には、先人たちが残した貴重な文化財が数多く残されていますが、地域の過疎化や所有者の高齢化によって、保存・継承が困難になっているものが増えています。貴重な文化財を後世に保存・継承していくためには、綿密な調査とその結果の適切な記録・保存、修理を含む維持管理費用の負担軽減、幅広い知識を有した専門職員の適切な配置と資質向上が不可欠です。

こうした様々な課題に柔軟に対応しながら、今後策定される文化財保存活用地域計画を保存・活用の主軸に据え、観光やまちづくりなど他の分野とも緊密に連携しながら、文化財を活用した活動に積極的に取り組めるよう、次の施策を推進します。

１　文化財の保存・継承

⑴　文化財の保存

指定文化財のみならず、未指定の文化財を含めた幅広い保存活動に取り組むため、市内に残る文化財の総合的な把握や調査を継続します。調査の結果については、専門家の意見も参考にしながら適切に評価し、必要に応じて保存のための新たな指定・登録を行うなど、保存に向けた活動を継続的に実施します。

また、保存に関しては専門職員の資質向上が欠かせないことから、研修機会の確保を図るとともに、他市町村の専門職員と連携・協力を密にして、デジタル技術を活用した新たな保存方法の導入にも積極的に取り組みます。

＜（数値）目標＞

項　目	現状の数値	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
指定文化財の新規指定等の件数	196 件 （Ｒ５）	→	→	→	→	200 件
指定文化財の昇格指定等の件数	1 件 （Ｒ５）	→	→	→	→	3 件

⑵　文化財の継承

重要無形民俗文化財である「甑島のトシドン」「東郷文弥節人形浄瑠璃」「川内大綱引」をはじめとした次世代に継承すべき文化財については、保存会等との連携を図りながら、後継者の確保を含めた継承対策の推進に努めます。

また、補助事業・助成事業を適切に活用し、継承に係る経費の負担軽減に努め、後世まで継承できる組織づくりを支援します。

２　文化財の活用

⑴　文化財の活用

文化財保存活用地域計画を活用の基本方針としながら、未来を担う子どもたちの郷土への理解を深める教材として、文化財の活用を積極的に推進します。

また、文化財を素材の一つとした観光・地域振興部門への政策提案や情報提供を通して、観光資源としての文化財の魅力向上を推進していくとともに、地域住民主体によるまちおこしイベント等への活用を働きかけます。

⑵ 伝承・出前授業

川内歴史資料館や地域の郷土館において、より分かりやすい文化財の公開・展示や、様々な媒体を用いた積極的な情報発信に取り組み、文化財の伝承に努めます。

また、学校や地域団体等への出前授業や体験学習、文化財少年団活動を通じて、より多くの子どもたちが郷土の文化財に触れ、継続して学ぶことができるような機会の充実に取り組みます。

Ⅴ 文化

市民に寄り添った文化芸術活動の振興と活性化

文化芸術活動については、特定非営利活動法人薩摩川内市文化協会をはじめとする多くの文化芸術団体が、市内の各地域でジャンルごとに多彩な活動を行っています。そのような活動の更なる普及・促進を図るため、文化的行事やイベントの開催を通して、市民一人一人が文化芸術に触れ、鑑賞する機会を増やし、自らも文化芸術活動を楽しむことができる環境を更に整備する必要があります。

また、地域に継承されている郷土芸能についても、発表する機会の提供や保存継承活動に対する支援を継続する必要があります。

川内歴史資料館、川内まごころ文学館など施設については、有島三兄弟をはじめとした郷土出身の著名人や、ふるさとの歴史を学ぶ拠点施設として位置付け、積極的な利活用を促進する必要があります。

これらのことから、文化芸術活動の振興と活性化を図るため、次の施策を推進します。

１ 文化芸術活動への支援・文化施設の利用促進

⑴ 文化芸術活動への支援

特定非営利活動法人薩摩川内市文化協会をはじめとする文化芸術団体、郷土芸能保存団体が行う保存継承活動などを支援し、文化活動を発表する機会や多くの市民が文化芸術活動に触れあう場を提供します。

⑵ 文化施設の利用促進

川内歴史資料館、川内まごころ文学館等の学習施設について、テーマとする常設展示とは別に定期的な企画展を開催することで、何回も館に来ていただけるよう積極的な活用を図ります。

＜（数値）目標＞

項　目	現状の数値	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	Ｒ１１
文化協会加盟団体数	125 団体 （Ｒ５）	→	→	→	→	140 団体
郷土芸能保存活動団体数	37 団体 （Ｒ５）	→	→	→	→	47 団体
文化振興イベント参加者数	3,300 人 （Ｒ５）	→	→	→	→	4,600 人

第５章　計画の推進と目標の実現に向けて

１　学校・家庭・地域社会の連携及び役割

近年、社会の仕組みや市民の生活様式が複雑化し、その影響で価値観もまた多様化しています。このような中、「薩摩川内市教育振興基本計画（第２期・後期)」を推進し、「ふるさとを愛し、心豊かにたくましく生きる　薩摩川内のひとづくり」を進めるためには、学校とともに基礎的な人間関係を形成する場である家庭や、様々な人々との出会いと体験を重ねる場となる地域社会が、各々の役割を果たし、連携・協力して施策を推進することが必要です。

⑴　学校の役割

学校が教育活動を展開するに当たっては、地域の教育力をいかし、家庭や地域社会の支援を受けることに積極的にならなければなりません。そのためにも学校は、家庭や地域社会に積極的に働きかけを行い、家庭や地域と協力して、子どもたちを育てていくという視点に立った学校運営を推進していくことが重要です。

⑵　家庭の役割

社会環境や家庭環境の複雑化に伴い、家庭は様々な問題に直面しています。しかし、健全な子どもの育成には、社会の基礎集団である家庭での教育力が全ての土台であり、必要不可欠なものであると考えます。

そのため、「１日２０分読書活動」などの取組や、家庭教育学級、子育てサロンの支援などを受け、家庭における「親による居場所づくり」、「親子の絆づくり」が重要となります。

⑶　地域社会の役割

地域は、子どもを含め、そこに住む全ての人々が充実した健全な生活を営み、豊かな人間性を育む場です。また、地域ぐるみで子どもたちに関わり、見守り育てていくことは、地域社会の大きな務めです。

地域社会がそのような役割を果たしていくためには、老若男女を問わず、地域の人々が率先して地域社会との関わりを深め協力し合い、多様な生活の場を提供することで連帯意識の醸成を図り、ふるさとの良さを実感させ、子どもたちが安心して遊び、生活できる安全な地域づくりに努めることが求められています。

２　教育委員会（行政）の役割

⑴　計画推進体制の確立

教育の更なる振興を図るためには、一人一人の教育についての意識を高めるとともに、学校・家庭・地域・行政がその役割を十分に果たせるよう取り組むべき施策を体系的に位置付け、本市の教育施策の浸透を図り、互いにつながり、支えあい、一体となるための体制を確立することが重要です。

その中心となる教育委員会は、教育に関する様々な情報を積極的に発信し、広く関係者や住民の意見を取り入れ、施策の改善を行う責務があります。また、総合教育会議において市長と教育委員会の双方が教育行政の方向性を共有し、連携の強化を図ることで、

この計画を推進することが必要です。

⑵ 高等教育機関との連携強化

生涯学習や子育て支援、また、人材育成等の事業推進に当たっては、鹿児島純心大学、川内職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ川内）等の高等教育機関が有する知的財産の活用を図ることが求められています。特に、学生教員への派遣で教育連携事業を展開し、効果的な教育の推進を図っていきます。

⑶ 各事業の点検・評価及び見直し

薩摩川内市教育振興基本計画（第２期・後期）をより効果的に推進していくためには、常に社会の変化を見極めながら、国・県の教育施策を本市の実情に照らし合わせ、点検・評価を行い、その結果を事業に反映させ、ＰＤＣＡサイクルを常に意識し、設定した数値目標等の達成度、有効性の観点から点検評価し、必要に応じた施策の改善を行い、本計画の進行管理を行います。

薩摩川内市民歌　輝け未来へ

（平成２１年６月１０日制定）

作　　詞　星合 節子

作・編曲　吉俣　良
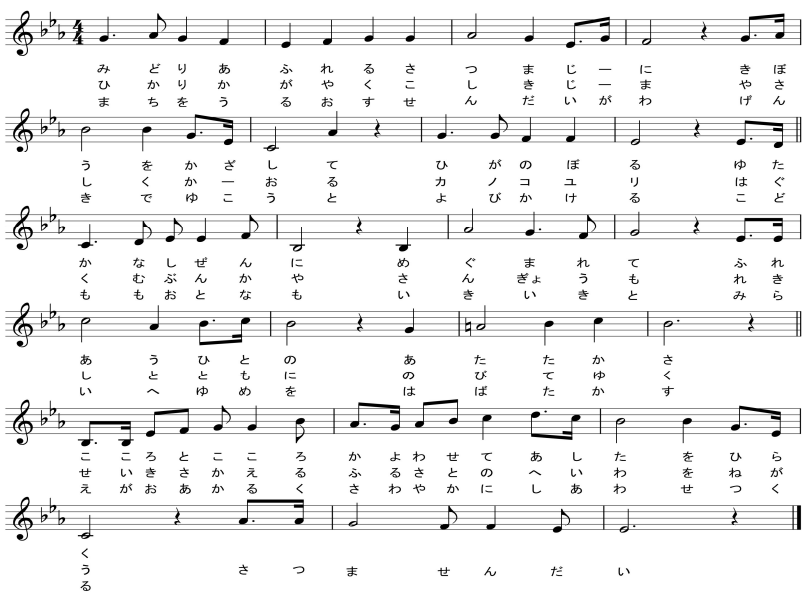
薩摩川内市民歌　輝け未来へ

一
みどりあふれる　薩摩路に
希望をかざして　日が昇る
豊かな自然に　恵まれて
ふれあう市民の　あたたかさ
こころとこころ　通わせて
明日を拓く　薩摩川内

二
ひかり輝く　甑島
やさしく香る　カノコユリ
育む文化や　産業も
歴史と共に　伸びてゆく
世紀　栄える　ふるさとの
平和を願う　薩摩川内

三
まちを潤す　川内川
元気でゆこうと　呼びかける
こどももおとなも　いきいきと
未来へ夢を　翔かす
笑顔　明るく　さわやかに
幸せ創る　薩摩川内

薩摩川内市教育振興基本計画

～ふるさとを愛し 心豊かに たくましく生きる
薩摩川内のひとづくり～

薩摩川内市教育委員会

〒895-8650
薩摩川内市神田町３番２２号
TEL 0996-23-5111
FAX 0996-25-0776
URL https://www.city.satsumasendai.lg.jp/index.html

薩摩川内市教育振興基本計画

～ふるさとを愛し 心豊かに たくましく生きる
薩摩川内のひとづくり～